

第1回智頭町議会定例会会議録

令和5年3月8日開議

1. 議事日程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 町長の施政方針並びに提案理由説明
- 第 5. 議案第 2 号 令和5年度智頭町一般会計予算
- 第 6. 議案第 3 号 令和5年度智頭町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 7. 議案第 4 号 令和5年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 第 8. 議案第 5 号 令和5年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計予算
- 第 9. 議案第 6 号 令和5年度智頭町介護保険事業特別会計予算
- 第10. 議案第 7 号 令和5年度智頭町介護保険サービス事業特別会計予算
- 第11. 議案第 8 号 令和5年度智頭町後期高齢者医療特別会計予算
- 第12. 議案第 9 号 令和5年度智頭町簡易水道事業会計予算
- 第13. 議案第10号 令和5年度智頭町公共下水道事業会計予算
- 第14. 議案第11号 令和5年度智頭町農業集落排水事業会計予算
- 第15. 議案第12号 令和5年度智頭町水道事業会計予算
- 第16. 議案第13号 令和5年度智頭町病院事業会計予算
- 第17. 議案第25号 智頭町個人情報保護法施行条例の制定について
- 第18. 議案第26号 智頭町スクールバスの管理及び運行に関する条例の制定について
- 第19. 議案第27号 智頭町有林野に関する条例を改正する条例について
- 第20. 議案第28号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第21. 議案第29号 智頭町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正について
- 第22. 議案第30号 智頭町国民健康保険条例の一部改正について
- 第23. 議案第31号 智頭町児童福祉施設の設置及び管理等に関する条例の一部改正について

- 第24. 議案第32号 智頭町旧小学校施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第25. 議案第33号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第26. 議案第34号 個人情報保護に関する法律に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約を定める協議について
- 第27. 議案第35号 公の施設における指定管理者の指定について（旧那岐小学校）
- 第28. 議案第36号 公の施設における指定管理者の指定について（旧山形小学校）
- 第29. 議案第37号 公の施設における指定管理者の指定について（旧山郷小学校）
- 第30. 議案第38号 公の施設における指定管理者の指定について（旧山形保育園）
- 第31. 議案第39号 公の施設における指定管理者の指定について（智頭町立富沢コミュニティセンター）
- 第32. 議案第40号 公の施設における指定管理者の指定について（智頭温水プール）
- 第33. 議案第41号 公の施設における指定管理者の指定について（国重要文化財石谷家住宅）
- 第34. 議案第42号 公の施設における指定管理者の指定について（智頭町消防団本町分団屯所）
- 第35. 議案第43号 字の区域の変更について（八河谷）
- 第36. 議案第44号 字の区域の変更について（大屋）
- 第37. 議案第14号 令和4年度智頭町一般会計補正予算（第10号）
- 第38. 議案第15号 令和4年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第39. 議案第16号 令和4年度智頭町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第40. 議案第17号 令和4年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）
- 第41. 議案第18号 令和4年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第

- 5号)
- 第42. 議案第19号 令和4年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第5号)
- 第43. 議案第20号 令和4年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算 (第5号)
- 第44. 議案第21号 令和4年度智頭町介護保険サービス事業特別会計補正予算 (第1号)
- 第45. 議案第22号 令和4年度智頭町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)
- 第46. 議案第23号 令和4年度智頭町水道事業会計補正予算 (第3号)
- 第47. 議案第24号 令和4年度智頭町病院事業会計補正予算 (第4号)
- 第48. 陳情について

1. 会議に付した事件

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 町長の施政方針並びに提案理由説明
- 第 5. 議案第 2号 令和5年度智頭町一般会計予算
- 第 6. 議案第 3号 令和5年度智頭町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 7. 議案第 4号 令和5年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 第 8. 議案第 5号 令和5年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計予算
- 第 9. 議案第 6号 令和5年度智頭町介護保険事業特別会計予算
- 第10. 議案第 7号 令和5年度智頭町介護保険サービス事業特別会計予算
- 第11. 議案第 8号 令和5年度智頭町後期高齢者医療特別会計予算
- 第12. 議案第 9号 令和5年度智頭町簡易水道事業会計予算
- 第13. 議案第10号 令和5年度智頭町公共下水道事業会計予算
- 第14. 議案第11号 令和5年度智頭町農業集落排水事業会計予算
- 第15. 議案第12号 令和5年度智頭町水道事業会計予算
- 第16. 議案第13号 令和5年度智頭町病院事業会計予算
- 第17. 議案第25号 智頭町個人情報保護法施行条例の制定について

- 第18. 議案第26号 智頭町スクールバスの管理及び運行に関する条例の制定について
- 第19. 議案第27号 智頭町有林野に関する条例を改正する条例について
- 第20. 議案第28号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第21. 議案第29号 智頭町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正について
- 第22. 議案第30号 智頭町国民健康保険条例の一部改正について
- 第23. 議案第31号 智頭町児童福祉施設の設置及び管理等に関する条例の一部改正について
- 第24. 議案第32号 智頭町旧小学校施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第25. 議案第33号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第26. 議案第34号 個人情報保護に関する法律に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約を定める協議について
- 第27. 議案第35号 公の施設における指定管理者の指定について（旧那岐小学校）
- 第28. 議案第36号 公の施設における指定管理者の指定について（旧山形小学校）
- 第29. 議案第37号 公の施設における指定管理者の指定について（旧山郷小学校）
- 第30. 議案第38号 公の施設における指定管理者の指定について（旧山形保育園）
- 第31. 議案第39号 公の施設における指定管理者の指定について（智頭町立富沢コミュニティセンター）
- 第32. 議案第40号 公の施設における指定管理者の指定について（智頭温水プール）
- 第33. 議案第41号 公の施設における指定管理者の指定について（国重要文化財石谷家住宅）
- 第34. 議案第42号 公の施設における指定管理者の指定について（智頭町消防団本町分団屯所）

- 第35. 議案第43号 字の区域の変更について（八河谷）
第36. 議案第44号 字の区域の変更について（大屋）
第37. 議案第14号 令和4年度智頭町一般会計補正予算（第10号）
第38. 議案第15号 令和4年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算
（第3号）
第39. 議案第16号 令和4年度智頭町簡易水道事業特別会計補正予算（第1
号）
第40. 議案第17号 令和4年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正
予算（第1号）
第41. 議案第18号 令和4年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第
5号）
第42. 議案第19号 令和4年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算
（第5号）
第43. 議案第20号 令和4年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第5
号）
第44. 議案第21号 令和4年度智頭町介護保険サービス事業特別会計補正予
算（第1号）
第45. 議案第22号 令和4年度智頭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第
1号）
第46. 議案第23号 令和4年度智頭町水道事業会計補正予算（第3号）
第47. 議案第24号 令和4年度智頭町病院事業会計補正予算（第4号）
第48. 陳情について

1. 会議に出席した議員（10名）

- | | |
|------------|-----------|
| 1番 仲井 莖 | 2番 西尾 寿樹 |
| 3番 岡田 光弘 | 5番 宮本 行雄 |
| 6番 田中 賢 | 7番 谷口 翔馬 |
| 8番 波多 恵理子 | 9番 安道 泰治 |
| 10番 大河原 昭洋 | 12番 谷口 雅人 |

1. 会議に欠席した議員（2名）

4番 藤田 浩 祐

11番 河村 仁 志

1. 会議に出席した説明員（15名）

町	長	金 兒 英 夫
副 町	長	矢 部 整
教 育	長	長 石 彰 祐
病 院 事 業 管 理 者		葉 狩 一 樹
総 務 課	長	國 岡 厚 志
企 画 課	長	酒 本 和 昌
税務住民課長兼水道課長		西 川 公 一 郎
教 育 課	長	竹 内 学
地 域 整 備 課	長	迎 山 恵 一
山 村 再 生 課	長	山 本 進
地 籍 調 査 課	長	原 田 誠 之
福 祉 課	長	小 谷 い ず 美
会 計 課	長	江 口 礼 子
総 務 課 参 事		川 本 均
病 院 事 務 部 長		福 安 教 男

1. 会議に出席した事務局職員（3名）

事 務 局 長	柴 田 睦 子
書 記	松 田 絵 理
書 記	葉 狩 麻 早 子

開 会 午 前 1 0 時 3 0 分

開 会 あ い さ つ

○議長（谷口雅人） ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、令和5年第1回智頭町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長（谷口雅人） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、7番、谷口翔馬議員、8番、波多恵理子議員を指名します。

日程第2．会期の決定

○議長（谷口雅人） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月22日までの15日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月22日までの15日間と決定しました。

日程第3．諸般の報告

○議長（谷口雅人） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から地方自治法第235条の2第3項並びに199条9項の規定に基づき、令和4年12月分から令和5年1月分の例月出納検査報告書並びに令和4年度定期監査結果報告書が提出されました。お手元に写しを配付しておりますのでご承知ください。

次に、陳情の処理経過及び結果について、智頭町長から報告がありました。お手元に写しを配付しておりますのでご承知ください。

次に、鳥取県東部広域行政管理組合議会が、去る令和5年2月6日から7日に開催され、議案9件が可決されました。なお、議案等につきましては、議会事務局にて閲覧していただきますようお願いいたします。

次に、鳥取県後期高齢者医療広域連合議会が、去る令和5年2月14日に開催され、議案9件が可決されました。なお議案等につきましては、議会事務局にて閲覧していただきますようお願いいたします。

次に、今期定例会の説明員につきましては、2月27日付をもって町長並びに教育長に出席の要求をしております。

次に、前定例会以降、議長等の動静につきましては、お手元に配付しておりますので、後ほどご覧いただき、議会活動、また議員活動に資していただければと思っております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第5．議案第2号から日程第16．議案第44号まで 43案

一括上程

○議長（谷口雅人） これから、議案第2号 令和5年度智頭町一般会計予算から、議案第44号 字の区域の変更についてまでの43議案を一括して議題とします。

日程第4、町長の施政方針並びに提案理由の説明を求めます。

金兒町長。

○町長（金兒英夫） 本日、ここに第1回定例協議会を招集しましたところ、議員各位には、ご多忙のところ出席いただき、誠にありがとうございます。

まず初めに、新型コロナウイルス感染者が国内で初めて確認されてから3年が経過しますが、これまで幾度となく感染拡大の波が繰り返し、予断を許さない状況が続いてきました。

一方で、人がたくさん集まるイベント等について、感染対策をしながらも、以前のように開催できるようになるなど、ウィズコロナの日常が定着しつつあります。

また、本年5月8日には、感染症法上の位置付けが現在の「2類」相当から季節性インフルエンザと同じ「5類」に引下げられる見通しであり、ようやくアフターコロナの時代に移っていくものと実感しているところです。

しかし、長期化するウクライナ情勢や急激な円安による原油・原材料等の価格高騰が物価の上昇を招き、燃料や食料品のさらなる値上げも予想されるなど、国

民生活に多大な影響を与えています。

また、地球温暖化の影響と思われる異常気象が引き起こす自然災害は、毎年、国内各地で甚大な被害をもたらすなど、国民生活に脅威を与え続け、本町でも昨年9月には台風による暴風・豪雨災害が相次ぎ、また、本年1月には、たび重なる豪雪に見舞われるなど、住民生活に大変な影響を及ぼしています。

このような中、私は、町長就任以来、一貫して町民生活安定と暮らしを守るため、感染予防対策はもとより、生活支援対策、企業支援対策などコロナ禍・コロナ後の社会を見据え、「安全で安心な活力あるまち」の実現を目指した諸施策に取り組んでまいりました。令和5年度においても、引き続き安全安心で活力があり、豊かで幸せな暮らしが実感できる「住んでよかったと思えるまちづくり」を進めてまいる所存であります。

次に、今定例会に提案する諸議案の説明に先だち、令和5年度に臨む私の所信の一端を申し述べ、本議会を通じ、住民皆様のご理解とご協力をいただきたいと思います。

国の令和5年度地方財政計画では、社会保障関係費の増加が見込まれる中、地方団体が住民のニーズに的確に応えつつ、人口減少対策や地域のデジタル化、脱炭素化の推進など様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に供給できるよう、地方交付税等の一般財源総額について、令和4年度を上回る額を確保されたものの、臨時財政対策債はマイナス44.1%と2年連続して大きく減少しています。

本町においては、自主財源である町政のうち町村民税は、個人及び法人税割について、新型コロナウイルス感染症の影響が緩和するとともに、コロナ猶予等がなくなったことに伴い、増収を見込んでいます。

また、固定資産税にあっては、償却資産分の減収が引き続き見込まれますが、法人家屋の過疎法適用終了、新築価格の増などにより増収を見込んでおり、町税全体として微増となっています。しかしながら、一般財源の確保が困難となる傾向は依然として続いているところであり、加えて、昨今の物価高に伴い、諸経費は増加し、公債費などの義務的経費は微増するほか、人口減少対策やデジタル化の推進、グリーン社会の実現を目指した取組など、新たな行政課題への対応に要する経費も必要となり、今後も厳しい財政状況が続くものと見込まれます。このため、令和5年度当初予算編成に当たっては、歳入に見合った歳出は基本である

ことを念頭に、各課所属における予算枠を目標値として配分するなど、新規事業は抑制しつつ、既存事業についても全ての事業を検証した上で、廃止や抜本的見直しによる新たな財政設計を行い、無駄を排除して予算の適正化に努めたところでもあります。

しかしながら、このような財政状況にあっても、「SDGs 未来都市」としての役割を果たしつつ、「第7次智頭町総合計画」の4つの基本理念と「第2期智頭町総合戦略」を踏まえた施策事業を着実に実施していかなければなりません。

令和5年度は、第7次総合計画下期5年の2年目となります。まちの将来像に掲げる「一人ひとりの人生に寄り添えるまちへ」を実現するため取り組んできたところですが、引き続き、この将来像の実現に向け、「6つの視点」に沿った諸施策・事業及び「第2期智頭町総合戦略」の重点施策を主役である町民皆様とともに連携しながら取り組んでまいります。

第7次総合計画の「6つの視点」のうち、「智頭町ならではの自然やつながりで健康長寿の暮らし」の実現については、引き続き、社会福祉協議会、地域の皆様と連携しながら、智頭町に暮らす全ての住民が住みなれた地域で希望や生きがいを持ち、健やかで心豊かな自立した生活を送ることができる「智頭らしい地域福祉」の実現を目指し、地域で支え合う体制づくりを展開してまいります。

さらに、近年、町民の抱える課題が複雑化・複合化する中、高齢者、障がい者、子供、生活困窮といった属性を問わない問題やはぎ間のニーズへ対応するため、現行の包括的支援体制の充実を図るとともに、令和4年度から取り組んでいる重層的支援体制の整備を引き続き推進してまいります。

智頭病院では、全ての町民が安心して地域で暮らし続けることができるよう、一人一人に寄り添った医療の実現と健全経営の持続に取り組んでまいります。

「一人ひとりの個性を活かしながら支え、つながる家族」の実現については、産前・産後ケアの充実など、妊娠、出産、子育ての各場面での切れ目のない子育て世代包括支援事業をさらに推進するとともに、妊娠時から伴走型相談支援を行います。

また、子供を取り巻く環境も複雑化している社会状況を踏まえ、子育て世代包括支援事業とこども家庭総合支援拠点事業を一体的に行うこども家庭センターを設置します。そのほか、子どもの居場所づくり事業を実施拡大するとともに、児童虐待や育児放棄などの対応や課題を抱える子供や保護者の対応についても関係

機関との連携の下、きめ細やかな支援を行ってまいります。

「生活の知恵から趣味や仕事まで、暮らしを彩る学びを増やす」の実現については、令和2年11月に開館した「ちえの森ちづ図書館」は、子供からお年寄りまで多くの皆様に利用していただいておりますが、引き続き、生涯学習の交流の拠点及び居場所として、住民の皆さんと共に事業を展開してまいります。

社会教育事業では、令和4年7月に設立した学校運営協議会において、学校、家庭、地域が連携し、地域とともにある学校づくりを目指していきます。また、青年期から老年期までの幅広い世代の教育・体育文化活動の提供・支援を行うとともに、住民の生きがいと生涯学習の要求に応えるよう地域や関係団体、外部人材と連携し、暮らしの向上に努めてまいります。

ちづ保育園の全ての園児の保育料及び学校給食費の完全無償化、高校生通学費補助の拡充など、子育て世代の負担軽減に引き続き取り組んでまいります。

また、県下でも先進的な教育環境、教育設備を活用した智頭町らしい特色ある教育の充実など、安心して子育てができる環境整備を推進してまいります。

「受け継いできた仕事を生かし、新たなチャレンジを広げる」の実現については、新型コロナウイルス感染症により町内経済も大きな影響を受けています。これまで、中小企業応援支援など積極的に支援してまいりましたが、今後も町商工会と連携しながら、事業者のニーズを把握し、的確な支援ができるよう努めてまいります。

また、令和3年6月に認定を受けた「智頭町複業協同組合」では、林業を軸にした本町ならではの取組を実践して、これまで5名を雇用しているところですが、令和5年度もさらなる雇用拡大を図ってまいります。

林業では、令和2年3月に策定した「智頭の山と暮らしの未来ビジョン」を踏まえ、人材確保や育成のための仕組みづくりを構築しつつ、森林整備や木材利用推進のための施策を着実に進めてまいります。

農業では、引き続き遊休農地対策など農地利用の最適化を図るとともに、「ホンモノの農産物」の供給に向けた生産体制づくりを推進するほか、ジビエなど地域資源の活用を進めてまいります。

また、重要文化的景観に選定された智頭の「林業景観」について、整備活用の具体化を進めてまいります。

「活動を広げる仲間づくり、小さなつながりを幾重にも連ねるコミュニティへ」

の実現については、「防災福祉マップ作成事業」の推進など、「地域支え愛活動」や「おせっかい奨学金制度」をはじめとする「おせっかいのまちづくり」を引き続き推進するとともに、本町独自の住民自治実践活動である「日本1／0村おこし運動」や「百人委員会」に多くの皆様の積極的参加を促すなど、活動の質の向上と活性化に取り組んでまいります。

また、空き校舎等の利活用を積極的に推進し、地域の活性化とコミュニティビジネスの展開を図ってまいります。

観光振興については、今年度策定した「観光・移住定住ビジョン」を基本とし、今後の観光施策は、移住定住施策との連携が必須であるとの考えのもと、「暮らすように観光する」という視点で商品化造成を行い、「観光をきっかけに移住へ、そして定住へ」の理念の実現を目指してまいります。

また、智頭駅開業100周年を記念したイベントを開催することとしており、今後の100年を見据え、因美線利用に向けた取組を県や沿線自治体と連携して取り組んでまいります。

さらに、広域的な観光事業についても、麒麟のまちDMOなどと連携強化を図るとともに、令和7年に開催される大阪万博を見越して、インバウンド対応の強化も図ってまいります。

また、引き続き、部落差別をはじめとするあらゆる差別やいじめを絶対に許さないまちを目指し、人権尊重のまちづくりを目指してまいります。

最後に、「町民の安心な暮らし・活動をさせるための、そして未来に受け継ぐ環境整備」については、新たな公共交通として、令和5年度から共助交通を本格的に運行します。民間交通事業者が運転手の確保が難しいため、今後の運行が不明であるということや財政負担に鑑み、本町において持続性の高い公共交通とは何かを検討した結果、令和元年度に地域公共交通計画を策定し、共助交通を実施することとしました。これまで3回の実証実験を実施し、いよいよ本格運行となります。今までの交通体系が大きく変化することで、町民の皆様にご不便をおかけすることがあるかとは思いますが、人口減少、少子高齢化が進む中、持続性のある移動手段確保のため、また、全国の中山間地域のモデルとなるよう随時検証、見直しを積み重ねながら、より良い運行体制の構築に努めてまいります。

近年、頻発化・激甚化する自然災害の脅威から町民の生命・財産を守るため、道路、橋梁などライフラインの整備や除雪体制の強化、自助・共助による地域防

災力向上など、ハード・ソフト両面の対策について全力で取り組むとともに、災害に備えた消防・防災体制の整備を図ってまいります。

なお、全ての事業の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症予防対策に万全の配慮をするとともに、コロナ後を見据えた「新たな生活様式」と「新たな行政様式」に対応するため、行政のスマート化・デジタル化を推進するなど、快適で住みよいまちづくりを進めてまいります。

それでは、諸議案を審議いただくに当たり、提案しています議案について、その概要を説明します。

まず、議案第2号 令和5年度智頭町一般会計予算の概要について、「第7次総合計画」の4つの基本理念ごとに説明します。

「森の恵みを活かしたまちづくり」に関しては、我がまちならではの子育て施策である「森のようちえん事業」では、県独自の認証制度による事業者への運営支援のほか、国の保育料無償化に伴う施設等利用給付費を引き続き措置しています。

地籍調査事業については、大字中原の一部及び大字大呂の一部並びに大字慶所の一部の一筆地調査を引き続き実施するとともに、新たに大字三吉の一部に着手することとしています。

また、山林調査を引き続き智頭町森林組合に委託するとともに、大字慶所の一部平地及び山、大字三吉の一部平地及び一部山の調査を直営で実施することにより、さらなる事業の進捗を図ることとしています。

林道維持管理事業では、町管理林道の計画的修繕及び民営林道の修繕支援を継続して実施するとともに、林道維持管理委託業務の対象路線を町管理林道全路線に拡大し、大規模災害の未然防止を図ることとしています。

公共林道事業では、5年に1度義務づけられている橋梁点検を実施するとともに、個別施設計画を策定し、橋梁の長寿命化とコスト縮減を目指します。また、新規開設路線について、関係機関とともに全体計画の策定に向けた地元調整を進めてまいります。

林業及び森林関係では、引き続き智頭町複業協同組合と連携しながら「林業マルチワーカー」を確保・育成し、林業事業体のニーズに応じて派遣する仕組みを強化するなど、人材の育成や活用に向けた取組を加速していくこととしています。

また、智頭材の搬出に必要な林内路網の維持管理を支援する新たな制度も活用

しながら、森林整備をより一層進めてまいります。

さらに、山林情報バンク制度と、これに関連する新規事業を含めた大枠のスキームを見直し、自伐型林業の育成のみならず、森林の荒廃防止にも努めてまいります。

森林セラピーと民泊については、コロナ後の展開を視野に入れつつ、引き続き利用促進を図ることとしています。

農業については、集落での話し合いのきっかけづくり、集落内の農地の現状把握や将来像の共有、中心となる担い手の明確化など、集落単位の「人・農地プラン」を推進するとともに、地区単位での取組のモデルケースを生み出すことを目指していくこととしています。

また、引き続き農地利用の最適化、鳥獣被害対策、日本型直接支払、自然栽培等の施策を、関係機関と連携しながら取り組んでまいります。

「安全・安心に暮らせる健康長寿のまちづくり」に関しては、まちづくり事務費で、昨年度導入したコネクテッドカーを活用して、さらなる住民サービスの向上に努めてまいります。

行政情報システム推進費では、自治体情報システムの標準化移行準備を推進するとともに、引き続き内部情報系ネットワークの強靱化を図るとともに、行政のスマート化・デジタル化を加速してまいります。

地域情報化推進事業では、住民生活に不可欠なインフラとして定着している光基盤の保守管理を行うとともに、利用支援、機器故障などに対応するため、引き続き「地域見守り支援員」1名を配置するなど、IP告知端末の利用促進やサービスの提供により、全町的なデジタル化を進めてまいります。

さらには、令和4年度デジタル田園都市国家構想交付金で採択された認知症の早期発見と重症化予防のための測定会を実施し、IP告知端末に搭載している認知症予防アプリを活用してデータ収集を行い、評価分析するなどの「デジタル脳測定会」事業を継続します。

コミュニティバス運行事業は、令和5年度から共助交通運行事業として、名前を変えてAIデマンドタクシーの運行をスタートします。これに伴う「共助交通推進員」1名を配置しスムーズな導入を図ります。

税務総務費では、令和8年度の国の標準準拠システムへの移行に向け、地方税共通納税システム拡大業務に伴う統一QRコード付き納付書の運用委託費及び住

民税特別徴収通知の電子化に伴うシステム導入費用のほか、令和6年度の固定資産税評価替えに向け、家屋評価システムの導入及び土地路線価鑑定業務委託に係る経費を措置しています。

戸籍住民基本台帳事務では、法改正により導入したマイナンバー情報連携等のシステム保守のほか、証明書コンビニ交付に係るシステム保守等の経費を措置しています。

障害福祉費では、障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、障害者総合支援法に基づく事業や相談支援事業など、地域生活支援事業等を引き続き実施します。

特別医療費では、小児・障がい者・ひとり親家庭への医療費自己負担分の助成を措置しています。

また、生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者自立相談支援事業、就労支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習支援事業、子どもの居場所づくり事業を引き続き実施します。

就労支援事業は引き続き直営で実施し、ワンストップ型による伴走的支援を行い、就労につなげてまいります。

令和4年度から実施している重層的支援体制整備事業については、地域共生社会の実現に向けて高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者等の複合的な課題やはざ間のニーズに対応した支援を一体的に行い、包括的相談支援体制、参加支援、地域づくり事業を積極的に推進してまいります。

最近増え続けている児童虐待や子育てに困難を抱える世帯、児童を取り巻く状況などにより、児童福祉法が令和6年度に改正されるのに先駆け、児童福祉分野と母子保健分野を一体的に実施する「こども家庭センター」を設置し、子どもに係る必要な相談支援体制整備に取り組むこととしています。

また、ひとり親家庭や貧困家庭、不登校、ひきこもりなど、支援が必要な子どもの新たな居場所づくり事業に要する経費を措置しています。

特定空家対策事業では、特定空き家等の解体撤去に対する補助金を引き続き措置するなど、危険空き家等の適切な管理を推進してまいります。

予防事業では、引き続き新型コロナウイルスワクチン接種事業を国の方針に基づいて行うとともに、流行の蔓延や重症化を防ぐため、各種予防接種事業を継続実施します。

母子衛生費では、引き続き妊婦健診等母子保健事業を実施するほか、関係機関と連携し、妊娠期から子育て期までを通じた相談しやすい体制を築き、切れ目のない支援を行うとともに、妊娠期からの子育て支援を適時適切に行い、速やかな情報配信を行うため、子育てモバイルアプリケーションの導入に要する経費を措置しています。

また、令和4年度から制度が開始した「出産・子育て応援給付金」給付に要する経費を措置しています。

健康診査事業では、胃がん、大腸がんなど各検診について、引き続き個人負担なしで実施し、受診率の向上を目指すことにより、健康増進を図ることとしています。また、人間ドック、脳ドック、特定健診、後期高齢者健康診査を実施し、健診後の指導の充実に努め、健康な生活をおくることができるよう支援してまいります。

さらに、増加する後期高齢者を対象に、健康寿命を延伸し、医療費、介護給付費を増大させないよう、「高齢者の保健事業と介護予防事業等の一体的な実施事業」に新たに取り組むこととしています。

じん芥処理事業では、新可燃物処理施設「リンピアいなば」の供用開始に伴う施設運営等に係る負担金のほか、東部管内共通の「ごみ分別ガイド」作成に要する経費を措置しています。

このほか、住民の日常生活に欠くことのできない重要なサービスである水道、簡易水道、農業集落排水、公共下水道の各事業について、サービスの提供が安定的に継続できるよう、それぞれ繰出金を措置しています。

町道事業では、住民の日常生活及び通勤通学など、生活に欠かせない社会資本であることから、拡幅や歩道整備などの道路改良、維持修繕及び橋梁長寿命化を計画的に実施してまいります。

地方創生整備推進交付金事業では、県が整備を行う林道に隣接する町道を改良し、森林整備の効率化と交通安全上の問題解消や地域住民の利便性向上を図ることとしています。

除雪事業では、冬期における交通の安全を確保するため、除雪計画に基づき態勢の強化を図るとともに、小型歩道除雪機の無償貸与台数を拡充し、引き続き共助除雪推進を図ることとしています。

ふるさと整備土木事業では、引き続き、要望に応じ農地・農業用施設を中心に

改良・補修を行うことで、営農等の効率化を図るとともに、日常生活に密着した集落管理道や水路施設等の改善支援を求める多くの声に応え、集落等が行う法定外公共物等の修繕に要する費用の一部を支援する「みんなで守るむらづくり基盤整備事業補助金」を創設しています。

安全安心なまちづくり推進事業では、「福祉のまちづくり推進事業補助金」により、集落公民館を含む民間特定建築物のバリアフリー化を推進するとともに、住宅の耐震化を促進するための無料耐震診断事業を実施するほか、危険ブロック塀除去・改修関係では、新たに基礎部分除去に対する支援を行うこととし、引き続き、住民の安全・安心の確保に努めてまいります。

消防・防災関係では、木造住宅密集地域の安全性向上を図るため、旧あたご保育園跡地に耐震性防火水槽を整備することとし、令和5年度は解体設計及び調査費用等を措置しています。また、引き続き消防団の活性化を図るとともに、消防資機材及び防災備蓄品の整備を行うこととしています。

病院施設費では、経営健全化を確保するため、繰出基準に基づく繰出金を措置しています。

「子どもから大人まで 学びと成長のまちづくり」に関しては、百人委員会費では、昨年12月に提案された一般による7プロジェクト、智頭中学校生、智頭農林高校生による3プロジェクトの企画提案を支援し、次代を担う中学生・高校生とも連携したまちづくりを推進してまいります。

なお、令和5年度からは、職員が出向いて説明するちづNEXTを小学校6年時に、中学生による企画提案を中学1年時に、企画実施を中学2年時に実施する計画であることから、令和5年度は、経過措置として中学1年生と2年生が企画提案を行い、企画実施を3年生が行う予定としています。

日本1／0村おこし運動では、人的支援として引き続き集落支援員を配置することとしています。

空き校舎等の利活用については、山形、那岐、山郷地区それぞれの旧小学校と富沢コミュニティセンターを引き続き地区振興協議会に指定管理とすることにより、地域と行政の連携を強化してまいります。

智頭農林高校との協働連携事業の推進については、昨年度から魅力化の一環として、町内学習塾を活動拠点に事業を実施してきました。高校生の認知度も高まりつつある中で、授業とは違う社会に出ても役立つ活動ができるよう継続して支

援してまいります。

商工振興費では、町商工会及び商店が中心となって実施した「まちゼミ」及び一般社団法人智頭町観光協会などと連携して特産品開発を実施する経費について、継続して支援することとしています。

また、地域経済の重要な担い手である地域づくり人財を育成するため、「智頭町複業協同組合」に国などの制度に基づく運営支援を行うとともに、コーディネーターと地域おこし協力隊をそれぞれ1名配置することで、持続的な運営を目指すこととしています。

その他、店舗改修に要する経費の助成のほか、新規創業・開業、設備投資などに対する助成など、引き続き行うこととしています。

国際交流事業については、平成11年から大韓民国江原道楊口郡と交流を続けているところですが、近年は新型コロナウイルス感染症の影響で思うような交流ができていませんでした。令和5年度は本町から私も含め江原道楊口郡へ訪問を計画するなど、交流を継続してまいりたいと考えています。また、新しくインドネシアとの交流についても計画しています。これはインドネシアが日本の林業に関心があることから、インドネシア関連の国内業者から本町が紹介を受けましたので、令和5年度は、今後のインドネシア交流について検討してまいることとしています。

学校教育については、小中学校の教育環境の整備・充実に努めるとともに、GIGAスクール構想による、学校の学びの急速な変化に対応するため、引き続きタブレットの活用にも努めるとともに、児童の熱中症対策として、小学校体育館にエアコンを設置するための経費を措置しています。外国語指導助手については、1名体制を継続することとしています。

また、学校・家庭・地域等と連携し、児童生徒の様々な問題に取り組むため、スクールソーシャルワーカーや早期支援コーディネーターを継続して配置するほか、小中学校に特別支援教育支援員を配置し、特別支援教育の充実に努めてまいります。

また、「地域とともにある学校づくり」を目指した、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の運営に伴い、小中学校の活動を充実・活性化するため、小学校に学校コーディネーター1名を配置します。

小中学校における通学費、学校給食費を引き続き無償化するとともに、高校生

通学費補助額を拡充することで、子育て世帯のさらなる負担軽減を図ることとして
います。

また、スクールバス運行管理事業では、令和5年度からのスクールバス運行開
始に伴い、管理運行業務委託料を措置するとともに、中型バス1台の老朽化更新
のため、必要な経費を措置しています。

社会教育事業では、「地域とともにある学校づくり」を目指した、コミュニテ
ィ・スクール（学校運営協議会制度）の運営に伴い、学校と地域が相互理解や信
頼を深め、活動の充実・活性化を図るため、地域コーディネーター1名を配置し
ます。

また、令和6年度に第36回全国健康福祉祭とっとり大会（ねんりんピックは
ばたけ鳥取2024）が鳥取県で開催され、本町でも囲碁大会が開催予定となっ
ているため、大会に向けての経費を措置しています。

文化財保護事業では、国の重要文化的景観「智頭の林業景観」について、令和
3年度に策定した整備計画に基づき、保存と活用を図ってまいります。

歴史の道整備活用推進事業では、平成29年6月豪雨等により毀損した、史跡
「智頭往来志戸坂峠越」の災害復旧工事を引き続き行います。

また、石谷家住宅は、コロナ禍の中、団体客の予約は年々増えつつありますが、
入館者増にはつながっていない状況であり、まずは、町内をはじめ県内及び近隣
県の個人客の増加を図るため、様々な企画展示を実施し、文化財観光の活性化と、
魅力の発信を行ってまいります。

ちえの森ちづ図書館については、引き続き、子どもからお年寄りまで集い、共
に学ぶ環境の整備を進め、町全体の活性化につなげることを目指します。

「地域のつながり、家族のつながりでつくるまちづくり」に関しては、移住定
住施策では、継続してきめ細やかなフォロー体制を構築するため、引き続き移住
定住コーディネーターを2名配置し、移住者・定住者の増加を図ります。

また、観光・移住定住ビジョンの理念である「観光をきっかけに移住へ、そし
て定住へ」の実現に向けた取組を関係機関と連携しながら進めてまいります。特
に定住対策には力を入れて行くため、ゆめが丘に定住促進住宅3棟を新たに整備
し、住居の確保に努めます。

その他、各種移住定住対策支援事業、リフォーム助成などを引き続き実施する
とともに、若者の町外転出の歯止め対策として、既存の住宅支援制度を拡充する

ことにより、費用負担の軽減を図るなど、移住・定住者の増加を目指すこととして
います。さらに、移住者のみならず疎開保険加入者などの促進を図るため、全
庁的に連携して、都市部を中心にイベントを実施し、智頭町全体のプロモーショ
ンを行います。

まちづくり支援事業では、町内の地域づくり団体が協働して行うまちづくり事
業を引き続き支援するとともに、町内資源を生かした先進的な事業で、新規性・
モデル性が高く事業規模の大きい新規創業・起業についても、国の施策と連動し
た補助制度により引き続き支援することとしています。

疎開保険については、現在関東、関西圏を中心に、現在61口109名の方に
加入いただいておりますが、加入者にお送りする新鮮な野菜や米、清酒、加工品な
どの商品も大変好評を博しております。令和5年度は、本年度実施した疎開訓練ツ
アーを引き続き観光協会と共同で実施するとともに、クレジット決済方法を改善
するなど、加入者の増加に努めてまいります。

地域福祉施策では、高齢者、障がい者等の生活に必要な交通手段を確保するた
めの支援として、福祉有償移送サービス利用者助成を、引き続き行うこととして
います。

また、「おせっかいのまちづくり」では、平成27年におせっかい宣言をして
から8年が経過し、その間おせっかい奨学金制度の創設など、全庁横断で推進を
図ってきました。今後は、おせっかい奨学金制度を発展させながら、住民一人一
人に「いい意味のおせっかい」が広がるように取組の輪を広げていきたいと考
えています。

在宅福祉対策事業では、「地域支え合い基盤づくり事業」、「みんなで支える
集落拠点整備事業」、「わが町支え愛体制づくり事業」を引き続き実施すること
としています。

子ども子育て支援分野では、乳児保育、一時保育、病児病後児保育、延長保育
を引き続き実施し、多様化する保育ニーズに応えることで保護者の就労を支援す
るとともに、子育て支援センター、ファミリーサポートセンター事業を実施し、
乳幼児期の子育て世代における、育児不安や子育ての孤立を防ぎ、子どもへの健
全な愛着形成を図ってまいります。

ちづ保育園における全ての園児の保育料を引き続き完全無償化とするとともに、
「我が家で子育て応援給付金」についても引き続き支給するなど、子育て世帯の

負担軽減に取り組むこととしています。

観光振興については、観光と移住定住施策の連携を強化し、今後のインバウンドの回復を見据えながら、観光商品の造成、プロモーション活動など、観光協会と連携して事業を行うための経費を、また、智頭駅開業100周年を記念するイベントなどに係る経費を措置しています。

観光施設管理事業では、観光客の利便性向上を図るため、観光施設の維持管理に要する経費を措置しています。

また、ふるさと納税については、返礼品のさらなる充実を図るとともに、業務委託事業者を増やすなど、「智頭町魅力発信事業」とも連携しながら智頭町の魅力発信を強化することにより、ふるさと納税の寄附額を伸ばしたいと考えています。

以上、令和5年度智頭町一般会計予算は、予算の適正化に努めながらも、安全安心で、魅力あふれる元気なまちづくりの実現に要する経費を計上したところであり、総額は前年度比2億4,000万円、3.7%増の66億8,000万円となりました。

次に、特別会計及び企業会計について説明します。

議案第3号 令和5年度智頭町国民健康保険事業特別会計予算では、医療給付費を措置するとともに、特定健診、糖尿病性腎症重症化予防事業のほか、未受診者対策を引き続き実施することとしています。また、特定健診を受けるきっかけづくりとして、受診率向上キャンペーンを行うなど、受診率向上にむけた取組をさらに進めてまいります。

また、現在の第2期智頭町国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）が令和5年度で終了することから、新たに策定するための経費を措置しています。

議案第4号 令和5年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算では、貸付金の収納に要する経費を措置しています。

議案第5号 令和5年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計予算では、土地開発基金利子を措置しています。

議案第6号 令和5年度智頭町介護保険事業特別会計予算では、介護サービス、介護予防サービスの給付費のほか、要支援者等に対する介護予防、日常生活支援総合事業に係る経費を措置しています。

また、新年度は令和6年度から8年度までの「第9期智頭町高齢者福祉計画・

介護保険事業計画」を策定することとしており、必要な経費を措置しています。増加する認知症への対策として、引き続き認知症地域支援推進員1名を配置し、認知症予防教室等の予防事業の推進とともに、認知症になっても本人の意思が尊重され、住みなれた地域で暮らし続けることができるよう、認知症総合支援事業を推進することとしています。また、引き続き智頭病院と連携した、地域での介護予防、重症化予防のための取組を推進してまいります。

議案第7号 令和5年度智頭町介護保険サービス事業特別会計予算では、智頭心和苑及び智頭デイサービスセンターの維持管理及び起債償還に要する経費を措置しています。

議案第8号 令和5年度智頭町後期高齢者医療特別会計予算では、後期高齢者医療広域連合の運営に要する経費を措置しています。

議案第9号 令和5年度智頭町簡易水道事業会計予算では、新年度からの公営企業会計移行に伴う予算編成見直しを行った上で、各施設の水質検査など維持管理に要する経費を措置しています。

議案第10号 令和5年度智頭町公共下水道事業会計予算では、新年度からの公営企業会計移行に伴う予算編成見直しを行った上で、施設の維持管理及び起債償還に要する経費を措置するとともに、智頭浄化センター沈殿池内の攪拌装置改修に要する経費を措置しています。

議案第11号 令和5年度智頭町農業集落排水事業会計予算では、新年度からの公営企業会計移行に伴う予算編成を行った上で、各地区施設の維持管理及び起債償還に要する経費を措置するとともに、停電等緊急時対応発電機の購入経費を措置しています。

議案第12号 令和5年度智頭町水道事業会計予算では、施設の維持管理及び老朽管の修繕に要する経費のほか、鳥取県が行う大目谷川砂防工事に伴う、支障水道管移設工事費用を措置しています。

議案第13号 令和5年度智頭町病院事業会計予算では、新型コロナウイルス感染症の感染症分類が変更される予定ですが、引き続き感染対策を継続し、院内での感染拡大の防止を図ります。また、訪問診療や訪問看護の連携により在宅での療養生活をサポートするとともに、医師・看護師等専門職確保に要する経費のほか、医療機器の整備及び施設の維持並びに起債償還に要する経費を措置しています。

次に、議案第14号 令和4年度智頭町一般会計補正予算第10号について主なものを説明します。

総務費の財産管理費及び公共施設管理事業では光熱水費の増額を、まちづくり推進費の地域情報化推進事業では、情報関連機器の購入に係る経費の増額を措置しています。

交通政策費のコミュニティバス運行事業では、共助交通回数券印刷に係る印刷製本費の増額を措置しています。

衛生費の病院施設費では、新型コロナ臨時交付金の増額に伴う繰出金を措置しています。

商工費の商工振興費では、コロナに負けるな中小企業支援金チラシに係るイラストデータの使用料を措置しています。

観光費の観光事業では、智頭宿駐車場急速充電器改修に要する経費のほか光熱水費の増額を措置しています。

土木費の除雪事業では、除雪委託料及び大雪により多発した倒木撤去に要する手数料の増額を、社会資本整備総合交付金事業などでは、事業費の調整をそれぞれ措置しています。

災害復旧費の林道施設災害復旧事業では、昨年9月の台風14号により被災した森林組合管理林道2路線の復旧にかかる経費を措置しています。

その他、各会計各費目全般にわたって、決算見込みに基づき人件費を含む事業費の調整を行っています。

以上、今回の一般会計補正予算額は、2億3,137万6,000円の減額であり、補正後の予算総額は、67億2,183万円となります。

また、議案第15号から第24号までは、特別会計及び企業会計の補正予算であり、主に決算見込みに基づくものです。

次に、条例案件について説明します。

議案第25号 智頭町個人情報保護法施行条例の制定については、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律の一部改正等により、地方公共団体にも法が一律に適用されることになったことに伴い、現行の条例を廃止し、法で委任された事項等を規定する条例を新たに制定するものです。

議案第26号 智頭町スクールバスの管理及び運行に関する条例の制定につい

ては、智頭町スクールバスの運行に伴い、必要な規定を整備するものです。

議案第27号 智頭町有林野に関する条例を改正する条例については、社会情勢等の変化に対応しつつ、町有林の適正な管理を行うため全面的に改正するとともに、条例名を智頭町有林に関する条例に改めるものです。

議案第28号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、智頭町個人情報保護法施行条例の制定に伴い、智頭町個人情報保護審査会を廃止することにより、個人情報保護審査会委員に係る項目を削除するほか、監査委員の報酬額を月額報酬に改めるものです。

議案第29号 智頭町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正については、智頭町個人情報保護法施行条例の制定に伴い、智頭町個人情報保護審査会を廃止することにより、智頭町個人情報保護条例を引用している部分を個人情報の保護に関する法律に改めるものです。

議案第30号 智頭町国民健康保険条例の一部改正については、健康保険法施行令等の改正に伴い、出産育児一時金を増額するものです。

議案第31号 智頭町児童福祉施設の設置及び管理等に関する条例の一部改正については、旧智頭町立あたご保育園及び旧智頭町立山形保育園は、今後保育園として活用しないため廃止するものとし、所要の改正を行うものです。

議案第32号 智頭町旧小学校施設の設置及び管理に関する条例の一部改正については、旧山形保育園を指定管理施設に追加することに伴い、所要の改正を行うものです。

次に、人事案件についてです。

議案第33号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、令和5年6月30日で任期満了となる藤原一彦氏について、引き続き同氏を推薦したいので、本議会の意見を求めるものです。

最後に、その他案件についてです。

議案第34号 個人情報の保護に関する法律に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約を定める協議については、智頭町個人情報保護法施行条例の制定に伴い、専門的な知見に基づく意見が必要な場合、鳥取県個人情報保護審査会に諮問できることとなるため、個人情報の保護に関する法律に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約を定める協議を、鳥取県と行うに当たり、本議会の議決を求めるものです。

議案第35号から議案第42号までは、公の施設における指定管理者の指定についてです。指定管理者については、旧那岐小学校ほか8施設の指定先をそれぞれ選定したので、本議会の議決を求めるものです。

議案43号 字の区域の変更については、大字八河谷地内の地籍調査事業実施に伴い、大字八河谷地内の字の区域を一部変更することについて、本議会の議決を求めるものです。

議案44号 字の区域の変更については、大字大屋地内の地籍調査事業実施に伴い、大字大屋地内の字の区域を一部変更することについて、本議会の議決を求めるものです。

以上、本議会に提案しました諸議案の概要を説明しました。詳細については主管課長及び担当者をもって説明させますので、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（谷口雅人） 施政方針並びに提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第5、議案第2号から日程第16、議案第13号までの12議案の補足説明及び質疑を行います。

質疑は会議規則第55条の規定により、一問一答で行います。

なお、発言時間について、会議規則第56条の規定により、議長において制限を設けることがあります。ご承知ください。

また、一般会計予算の質疑については、歳入、歳出、債務負担行為から地方債の3区分。その他、特別会計予算、事業会計予算については、歳入と歳出に分けて行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

なお、質疑に当たりましては、必ずページ数を示してください。

日程第5、議案第2号 令和5年度智頭町一般会計予算の補足説明を求めます。
國岡総務課長。

○総務課長（國岡厚志） それでは、議案第2号 令和5年度智頭町一般会計予算につきましては、別に配付しております令和5年度当初予算の概要の説明により、補足説明とさせていただきますので、こちらをご覧くださいと思います。

令和5年度当初予算は、先ほど町長が提案理由で述べましたとおり、新規事業

を抑制しつつ、既存事業についても全ての事業を検証した上で、廃止や制度設計の見直しを行うなど、経費の効率化を図り、無駄を排除し、予算の適正化に努めたところですが、そのような中においても、コロナ後の社会を見据えた予算編成としています。

主に、旧那岐小学校改築事業、東部広域可燃物処理施設建設事業負担金、スクールバス購入費などが減額となっているものの、移住定住促進事業、新型コロナウイルスワクチン接種事業、スクールバス運行管理事業などが増加したことにより、総額66億8,000万円と、前年度と比較して3.7%、2億4,000万円の増額となっております。

それでは、1ページの歳入から説明させていただきます。

なお、円グラフ下の欄に増減の主なものを掲げておりますので、併せてご覧いただきたいと思っております。

町税につきましては、前年度比約0.9%、537万6,000円増の6億3,722万4,000円を見込んでおります。これは、市町村民税が新型コロナウイルス感染症の影響並びに人口減による減収、また法人税の新型コロナウイルス感染症による猶予分がなくなったことによる増が見込まれるものの、前年度比0.3%、68万5,000円の増額を見込んでいます。

固定資産税については、償却資産分の減額が引き続き見込まれる中、法人家屋が過疎法適用外となり、新築家屋の増により、前年度比約4.3%、188万1,000円の増額を見込んでおります。

地方譲与税につきましては、前年度比49.2%、2,919万9,000円増の、8,859万8,000円を見込んでいます。これは、充当額の増加による森林環境譲与税の増が主なものです。

地方特例交付金等は、前年度比1,113万5,000円増の1億7,785万4,000円を見込んでいます。これは、主に新型コロナウイルス感染症の影響が緩和され、地方消費税交付金の社会保障財源分などが増加したことによるものです。

地方交付税は、前年度比1億円増の29億円を見込んでいます。これは、令和5年度地方財政計画によると、地方交付税は、前年度比約2%増が示されており、また近年の実績ベースでも29億円を超えているため、人口減などの減額要素があるものの、大幅な増額を見込んでいます。

分担金及び負担金は、前年度比93万7,000円増の1,757万2,000円を見込んでいます。これは、主に広域連携SDGsモデル事業負担金などの増によるものです。

国庫支出金は、前年度比800万6,000円減の6億6,719万9,000円を見込んでいます。これは、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金、新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費国庫補助負担金などが増加したものの、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、戸籍情報システム整備費補助金の皆減などにより減となっています。

県支出金は、前年度比7,995万9,000円増の6億2,110万5,000円を見込んでいます。これは、発掘調査委託金、県林業再生事業費補助金の皆増、「智頭林業」機械化促進事業費補助金、生活交通体系構造支援補助金、高校生通学費補助金の増などによるものです。

次に、繰入金のうち基金繰入金は、前年度比1億5,011万5,000円増の9億4,986万1,000円を計上しています。これは、財政調整基金繰入金1億5,000万円の増が主なものです。

前年度繰越金は、前年度比500万円増の5,000万円を見込んでいます。

町債は、前年度比2,630万円減の4億1,770万円を計上しています。これは、定住促進事業、体育施設整備事業などに充当する過疎債及び防災公園整備事業、小学校体育館空調整備事業に充当する緊急防災減災事業債などが増加するものの、旧那岐小学校改築事業、東部広域可燃物処理施設建設事業負担金に充当する過疎債の減が大きな要因です。

臨時財政対策債は、前年度比1億1,830万円減の1,600万円を計上しています。これは、令和5年度地方財政計画によると、臨時財政対策債は大規模な減額となる見込みであり、大幅な減額を見込んでいます。

続きまして、歳出の状況のうち、2ページの性質別について概要を説明します。

まず人件費です。1,578万9,000円の増額となっておりますが、議員報酬、退職者の増加に伴う退職手当組合負担金及び会計年度任用職員報酬などの増が大きな要因であります。

物件費につきましては、燃料費及び光熱水費、新型コロナウイルスワクチン接種委託料、スクールバス運行管理委託料など増などに伴い、2億1,801万5,000円の増額となっております。

扶助費につきましては、障がい者給付費は減少したものの、新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費が大きく増加したことにより、639万2,000円の増額となっております。

補助費等につきましては、2,443万1,000円の大幅な減額となっておりますが、東部広域行政管理組合可燃物処理費負担金3,053万5,000円の減が主な要因であります。そのほか、地域経済循環創造事業補助金、重要文化的景観整備事業補助金などが減となっております。

また、東部広域行政管理組合消防費負担金、高校生通学費補助金、「智頭林業」機械化促進事業費補助金などが増となっております。

普通建設事業については、旧那岐小学校改築事業、備品購入費などが減少したものの、定住促進住宅、防災公園整備事業、智頭温水プール外壁改修工事などが増加したことにより、484万3,000円の増額となっております。

公債費につきましては、1,291万5,000円の増額となっておりますが、これは、過疎債ハード、これの内容につきましては、新図書館建設事業の用地造成、道路事業、定住促進住宅新築事業などがございます。それと過疎債ソフト、内容につきましては、智頭材出荷促進事業補助金、観光協会補助金などがございます。なお、元金償還開始に伴い増となったことによるものです。

積立金及び貸付金につきましては、214万5,000円の減額となっておりますが、定住促進基金積立金の増のほか、ふるさと基金積立金、公共施設整備基金積立金、専門医等研究資金貸付金の減額などによるものであります。

繰出金につきましては、主に国民健康保険事業特別会計繰出金、公共下水道事業会計繰出金が減額となったものの、上水道事業会計繰出金、農業集落排水事業会計繰出金が増額となったことにより229万1,000円の増額となっております。

次に3ページをご覧ください。目的別歳出の状況です。

議会費は、前年度比854万5,000円増の8,729万8,000円を計上しております。主に議員報酬及び議員期末手当の増加によるものです。

総務費は、前年度比7,688万7,000円減の8億9,214万8,000円を計上しています。これは、Society5.0事業委託料の減に伴うまちづくり支援事業、旧那岐小学校改築事業終了に伴う空き校舎等利用推進事業の減が大きな要因です。

そのほか、増額の主な事業は、定住促進住宅建設に伴う移住定住促進事業の増などによるものです。

民生費は、前年度比1,066万2,000円減の14億7,199万9,000円を計上しています。増減額の主な事業につきましては、タクシー助成の共助交通への移行やその他事業見直し、社会福祉総務費の減、障害者給付費の減に伴う障害者福祉費の減、高校生通学費補助金の拡大に伴う子育て推進事務の増、生活保護扶助費の減などです。

衛生費は、前年度比6,669万2,000円増の9億1,188万3,000円を計上しています。増減額の主な事業は、新型コロナウイルスワクチン接種事業に伴う経費及び新型コロナウイルス予防接種健康被害給付に伴う新型コロナウイルスワクチン接種事業などの増です。

農林水産業費は、前年度比3,300万円増の8億8,812万6,000円を計上しています。増減額の主な事業につきましては、民泊事業などで活用する公用車の購入、林業マルチワーカーの人員増をはじめとする人材育成支援経費の増や林業事業体の林業機械導入支援経費の増、林道橋点検実施に伴う公共林道事業の増などです。

商工費は、前年度比2,412万7,000円増の1億2,670万3,000円を計上しています。増減額の主な事業については、特定地域づくり事業共同組合の事業拡大に伴う委託料及び補助金の商工振興費の増と観光事業の那岐山展望台新設工事によるものです。

土木費は、前年度比1,841万3,000円減の5億6,933万4,000円を計上しています。主な事業につきましては、県事業の急傾斜地崩壊対策事業完了に伴う道路新設改良事業の皆減、他事業への組替えに伴う公共施設等適正管理推進事業債事業の皆減、工事請負費の増による緊急自然災害防止対策事業の増、みんなで守るむらづくり基盤整備事業補助金創設に伴うふるさと整備土木事業の増、他事業への組替えに伴う社会資本整備総合交付金事業の減、工事請負費の増に伴う道路メンテナンス補助事業の増などです。

消防費は、前年度比2,731万2,000円増の1億9,778万7,000円を計上しております。増額の主な事業につきましては、旧あたご保育園を解体撤去し、耐震性防火水槽設置及び防災公園整備する解体工事設計及び調査委託料の増に伴う防災費の増に伴う防災費の増などです。

教育費は、前年度比1億7,337万1,000円増の7億2,836万4,000円を計上しています。増額の主な理由については、小学校体育館の空調設備設置工事に伴う小学校事業の増、スクールバス管理運行业務委託料及びスクールバス1台の購入に伴うスクールバス運行管理事業の増、発掘調査委託料の増に伴う遺跡発掘事業の増、令和6年度開催予定の「ねんりんピック鳥取大会」に向け、智頭町実行委員会補助金に伴う社会教育事業費の増、智頭温水プール外壁改修工事に伴う体育施設管理費の増、蒸着冷却機の購入に伴う学校給食費の増などです。

公債費は、前年度比1,291万5,000円増の8億415万8,000円を計上しています。これは、地方債償還元金が過疎債ハード・ソフト等の償還開始の部分に伴い、1,385万9,000円の増などになることによります。

なお、地方債等償還金利子につきましては、減となっております。

次に、4ページをご覧ください。

基金の現状につきましては、普通会計における令和5年度末の基金残高は約15億3,600万円で、令和4年度末見込みから11億1,800万円の減少を見込んでおります。これは、財政調整基金8億5,000万円、教育施設整備基金5,000万円、定住促進基金1,787万円など、合計約10億137万4,000円を取崩す予定としていることなどによるものであります。

なお、積立てについては、ふるさと基金約600万円、公共施設整備基金約400万円、定住促進基金約500万円など、合計約2,000万円を予定しております。

また、令和4年度3月補正後の基金残高は約26億5,000万円で、前年度から約1億9,000万円の減少を見込んでおりますが、特別交付税の令和4年度3月分が今後交付されますので、年度末の決算状況等を勘案して、基金取崩し額の圧縮を検討することとしており、決算時においては、基金残高減少をできる限り抑えたいと考えております。

公債費の状況につきましては、普通会計における令和5年度の公債費は、令和4年度に比べ2,400万円増額の8億400万円を見込んでおります。

また、一般会計における令和5年度中起債予定額は4億3,370万円で、元金償還予定額は7億7,938万円であり、差し引き令和5年度末の起債残高は、80億954万9,000円を見込んでおります。

以上で、令和5年度一般会計予算の補足説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、債務負担行為から地方債についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

最後に、再度、一般会計全般にわたっての質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第6、議案第3号 令和5年度智頭町国民健康保険事業特別会計予算の補足説明を求めます。

小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 失礼します。

議案第3号 令和5年度智頭町国民健康保険事業特別会計予算です。

予算書155ページからになります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億5,935万2,000円とするものです。令和5年1月末現在の国保加入世帯は1,027世帯、被保険者が1,566名となっており、その方々の国保事業に係る経費となっております。

歳出につきましては、165ページをご覧ください。

平成30年度からの広域化に伴い、市町村が実施責任主体となっている事務経費に係る一般管理費、特定健診、保健指導に係る保健事業費以外は、広域化の影響を受けた数値が基準となっております。

総務費につきましては、職員人件費、会計年度任用職員報酬、共同電算処理手数料、システム保守委託料、国保連合会負担金等を措置しております。

167ページからの保険給付費につきましては、医療費は県全体の医療費の伸びを試算し計上しております。計上金額は、令和3年度の医療費が基となっています。昨年度予算より減額となっています。

169ページからの国民健康保険事業費納付金につきましては、市町村が支払う保険給付費を、県が市町村に交付するための財源として県が徴収するものです。金額は、県が令和3年度の保険給付費を基に算出したものとなっており、県全体の保険給付費の必要額を、所得水準や医療水準を考慮して各市町村に配分しているものです。一般被保険者分は、昨年度より減少しておりますが、後期高齢者支援分が増加し、全体の納付金額はわずかに増加しております。

170ページの保健事業費では、保健衛生総務費で健康管理システム委託料を、医療費適正化事業費では、糖尿病性腎症の悪化を防止し、人工透析への移行を防止することを目的に、糖尿病性腎症重症化予防事業の委託料を計上するとともに、現在の第2期智頭町国民健康保険事業実施計画、データヘルス計画が令和5年度で終了することから、新たに策定するための経費を措置しております。

また、特定健診事業費では、特定検診委託料とともに、引き続き特定健診受診率向上のために未受診者対策を専門機関に委託し実施する経費と受診率向上キャンペーンを引き続き実施するための経費を計上しております。

歳入につきましては、161ページからとなります。

保険給付に伴った県からの県支出金、一般会計繰入金、基金繰入金を充て、国保税を調整し、予算計上しております。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

暫時休憩します。

再開は、午後1時です。

休 憩 午前11時57分

再 開 午後 1時00分

○議長（谷口雅人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7、議案第4号 令和5年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算の補足説明を求めます。

西川税務住民課長。

○税務住民課長兼水道課長（西川公一郎） 補足説明を行います。予算書181ページをご覧ください。

当初予算説明資料は、134ページからでございます。

議案第4号 令和5年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算であります。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ110万3,000円としております。

まず、歳入についてですが、187ページをご覧ください。

住宅新築資金貸付事業、宅地取得資金貸付事業から一般会計の繰出金をそれぞれ計上しております。

また、住宅新築資金償還推進助成事業では、貸付金償還推進に係る職員の人件費と事務的経費を計上しております。

次に、歳出についてですが、186ページのとおり、県補助金貸付金元利収入をもって措置しております。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第8、議案第5号 令和5年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計予算の補足説明を求めます。

國岡総務課長。

○総務課長（國岡厚志） それでは、予算書194ページをご覧ください。

議案第5号 令和5年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計予算につきましては、歳入歳出の総額を、それぞれ1,000円とするものであります。

次に、199ページ及び200ページをご覧ください。

歳入歳出それぞれに1,000円を計上しておりますが、これは、土地開発基金から生じる利子を土地開発基金に積み立てるものであります。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第9、議案第6号 令和5年度智頭町介護保険事業特別会計予算の補足説明を求めます。

小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 失礼します。予算書201ページをご覧ください。

議案第6号 令和5年度智頭町介護保険事業特別会計予算です。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億7,272万円と定めるものです。この会計は、65歳以上の1号被保険者及び40歳以上65歳未満の2号被保険者の介護保険事業に係る費用を賄うものです。

歳出につきましては、211ページをご覧ください。

総務費では、会計年度任用職員報酬、職員の人件費、電算事務に要する経費のほか、介護認定審査調査に要する費用を計上しております。213ページの中段

からの介護保険からの保険給付費につきましては、令和4年度の給付状況を基に各サービス費を推計し措置しております。

215ページ下段からの地域支援事業についてです。

介護予防生活支援事業サービス事業費では、要支援者の通所介護相当サービス、訪問看護相当サービス、短期集中予防サービスである通所介護サービスC型に係る費用を措置し、また、その計画策定に係る費用を216ページの介護予防ケアマネジメント事業費で措置しています。

217ページの一般介護予防事業費では、介護計画策定準備のための高齢者実態調査に係る費用の計上と、認知症予防のための脳の健康教室、温水プールや運動に関する介護予防教室の委託料を措置し、介護予防活動の推進に努めます。

217ページから218ページの任意事業では、独り暮らしの高齢者に配食を行い見守り活動を行う食の自立支援事業や介護度4、5の介護認定者に対して、自宅で介護されている非課税世帯に対しての介護用品の支給をするための経費を措置しております。

認知症総合支援事業費では、引き続き認知症地域支援推進員を1名配置し、認知症予防教室等の実施とともに、認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう認知症総合事業をさらに推進するための費用を計上しております。

歳入につきましては、207ページからとなります。

国・県支払い基金、町のルール分を保険料、繰越金で措置しております。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第10、議案第7号 令和5年度智頭町介護保険サービス事業特別会計予

算の補足説明を求めます。

小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 失礼します。予算書230ページからとなります。

議案第7号 令和5年度智頭町介護保険サービス事業特別会計予算です。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,902万7,000円とするものです。この会計は、心和苑及び智頭デイサービスセンターの維持管理に要する経費を賄っております。

歳出につきましては、236ページとなります。サービス事業費では、心和苑、デイサービスの修繕料、保険料、介護サービス事業運営基金積立金を措置しています。また、公債費では、起債償還に伴う経費を計上しております。

歳入につきましては、235ページとなります。主に社協からの寄附金、介護サービス事業運営基金繰入金をもって措置しております。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第11、議案第8号 令和5年度智頭町後期高齢者医療特別会計予算の補足説明を求めます。

小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 予算書237ページをご覧ください。

議案第8号 令和5年度智頭町後期高齢者医療特別会計予算です。

歳入歳出予算それぞれ1億665万6,000円とするものです。

歳出につきましては、244ページをご覧ください。

この会計は、75歳以上の方や一定の障害により認定を受けておられる65歳以上の方に対する医療費に係る費用を保険料や負担金として、鳥取県後期高齢者

医療広域連合に納める会計の費用となっております。

歳入につきましては、242ページからとなります。町からの繰入金、保険料をもって措置しております。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第12、議案第9号 令和5年度智頭町簡易水道事業会計予算の補足説明を求めます。

西川税務住民課長。

○税務住民課長兼水道課長（西川公一郎） それでは、令和5年度智頭町簡易水道事業会計予算の補足説明をさせていただきます。

予算書1ページをご覧ください。

議案第9号 令和5年度智頭町簡易水道事業会計予算であります。

令和5年度から簡易水道特別会計予算は、公営企業会計予算に変わるため、昨年度までの予算書の様式とは大きく変わっております。

まず、収益的収入及び支出につきましては、収入、支出ともに2,097万円でございます。

続いて、資本的収入及び支出については、収入支出ともに154万円でございます。

詳細につきましては、予算書21ページをご覧ください。

収益的支出につきましては、おおむね例年どおりでございますが、公営企業会計移行に伴い導入いたしましたシステムに係る保守委託料と支援業務委託料、合わせて112万2,000円を計上しています。

収入については、20ページになりますが、給水使用料並びに一般会計補助金

で賄っています。

続いて22ページをご覧ください。

資本的支出につきましては、企業債の償還元金154万円のみでございます。

収入につきましては、企業債並びに一般会計繰入金で対処しております。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第13、議案第10号 令和5年度智頭町公共下水道事業会計予算の補足説明を求めます。

西川税務住民課長。

○税務住民課長兼水道課長（西川公一郎） それでは、令和5年度公共下水道事業会計予算の補足説明をさせていただきます。

予算書1ページをご覧ください。

議案第10号 令和5年度智頭町公共下水道事業会計予算であります。

令和5年度から公共下水道事業特別会計予算は、公営企業会計予算に変わるため、昨年度までの予算様式とは大きく変わっております。

まず、収益的収入及び支出については、収入、支出ともに2億3,203万2,000円でございます。

続いて、1ページめくっていただきまして、資本的収入及び支出については、収入支出ともに2億1,997万2,000円でございます。

詳細につきましては、予算書22ページをご覧ください。

まず、収益的支出につきましては、おおむね例年どおりでございますが、公営企業会計の移行に伴いまして導入いたしました設備に係る保守委託料と支援業務委託料を、合わせて204万3,000円を計上しています。

収入につきましては、1ページ戻ってまいりまして、21ページになりますが、給水使用料並びに一般会計補助金等で賄っております。

続いて、資本的支出につきましては、25ページをご覧ください。

経年劣化により更新が必要となりました智頭町浄化センターの機器、沈殿池内の攪拌機器でございますが、その更新費用としまして、7,239万円を計上しております。また、企業債の償還元金に1億4,758万2,000円となっております。

収入につきましては、24ページになります。企業債、一般会計繰入金、国庫補助金等で賄っております。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第14、議案第11号 令和5年度智頭町農業集落排水事業会計予算の補足説明を求めます。

西川税務住民課長。

○税務住民課長兼水道課長（西川公一郎） それでは、令和5年度農業集落排水事業会計予算の補足説明をさせていただきます。

予算書1ページをご覧ください。

議案第11号 令和5年度智頭町農業集落排水事業会計予算であります。

この会計も令和5年度から農業集落排水事業特別会計予算が公営企業会計予算に変わるため、昨年度の予算書等の様式大きく変わっております。

まず、収益的収入及び支出については、収入、支出ともに2億4,831万2,000円でございます。

続いて、1ページめくっていただきまして、資本的収入及び支出につきまして

は、収入、支出ともに2億2,759万6,000円でございます。

詳細につきましては、22ページのほうをご覧ください。

収益的支出につきましては、おおむね例年どおりでございますが、こちらも経年劣化が主な原因ではないかと思えます。マンホールポンプ、非常用の発電機の故障が、先般、大雪のときにごさいました。このため、資本的支出予算におきまして、発電機の購入を計上しております。

また、しかしながら、昨今の情勢によりまして、この発電機の製造に1年近くかかるということが判明しました。そのため、急遽、同製品をリース契約して対応するため、管渠費のほうに賃貸料としまして、148万円を計上しております。

また、公営企業会計移行に伴い導入しましたシステムに係る保守委託料と支援業務委託料、合わせて132万8,000円を計上しております。

収入につきましては、21ページになりますが、給水使用料並びに一般会計補助金等で賄っております。

続いて、25ページをご覧ください。

資本的支出については、先ほど説明いたしました、故障いたしましたマンホールポンプの非常用発電機の購入に465万9,000円、企業債の償還元金に2億2,293万7,000円としております。

収入につきましては、企業債並びに一般会計の繰入金で賄っております。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第15、議案第12号 令和5年度智頭町水道事業会計予算の補足説明を求めます。

西川税務住民課長。

○税務住民課長兼水道課長（西川公一郎） それでは、令和5年度水道事業会計予算の補足説明をさせていただきます。

予算書1ページをご覧ください。

議案第12号 令和5年度智頭町水道事業会計予算であります。

まず、収益的収入及び支出については、水道事業収益が9,160万8,000円、水道事業費用が8,441万3,000円でございます。

続いて、資本的収入及び支出については、資本的支出が3,544万6,000円、資本的収入が2,000万円でございます。

詳細につきましては、予算書22ページをご覧ください。

収益的支出につきましては、おおむね例年どおりでございますが、業務の実態に合わせて、職員給与費を1人から3名に変更しております。

収入については、21ページになりますが、給水使用料並びに先ほど申し上げた職員2名分の給与費を一般会計補助金で賄っております。

続いて、26ページをご覧ください。

資本的支出については、大きなものとしまして、鳥取県の砂防工事に伴う支障、水道管の移転費用に2,000万円を計上しております。この財源につきましては、工事負担金で対処しております。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第16、議案第13号 令和5年智頭町病院事業会計予算の補足説明を求めます。

福安病院事務部長。

○病院事務部長（福安教男） 病院の予算1ページをご覧ください。

議案第13号 令和5年度智頭町病院事業会計予算でございます。

収益的収入の額を18億3,745万2,000円、収益的支出を19億8,154万4,000円としますとともに、2ページに移りまして、資本的収入の総額を2億6,939万5,000円、資本的支出の総額を3億7,398万2,000円とするものでございます。前年度実績を反映させる形で収支を積上げております。

業務の予定量としまして、1ページに、年間患者数と利用者数を計上しております。これを利用率に換算しますと、一般病棟で82%、療養病棟で88%、老人保健施設で94.2%というような利用率を見込んでおります。外来患者数におきましては、1日当たり150.7人と見込んだところでございます。

以上で終わります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで、補足説明及び質疑を終わります。

日程第5、議案第2号から日程第16、議案第13号までの12議案については、委員会条例第5条の規定により、この際、議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を設置し、会議規則第39条第1項の規定により、これに付託して審査したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、本案は予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 1時25分

再 開 午後 1時25分

○議長（谷口雅人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど設置しました予算特別委員会の互選の結果、正副委員長が決まりましたのでご報告します。

委員長に谷口翔馬議員、副委員長に安道泰治議員、以上のとおりです。

日程第17．議案第25号から日程第36．議案第44号まで 20案
一括上程

○議長（谷口雅人） 日程第17、議案第25号から日程第36、議案第44号までの20議案の補足説明及び質疑を行います。

日程第17、議案第25号 智頭町個人情報保護法施行条例の制定についての補足説明を求めます。

國岡総務課長。

○総務課長（國岡厚志） そうしますと、議案書1ページをご覧ください。併せて、議案説明資料1ページもご覧いただきたいと思います。

議案第25号 智頭町個人情報保護法施行条例の制定についてです。

これにつきましては、令和3年5月に「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律」の規定により「個人情報保護法」が改正され、地方公共団体にもこの法が一律に適用されることとなったことに伴い、現行の「智頭町個人情報保護条例」を廃止し、法で委任された事項及び条例で定めることが認められた事項を規定する「智頭町個人情報保護法施行条例」を新たに制定するものです。

概要につきましては、議案説明資料1ページの2の概要にある4項目のとおりです。

詳細につきましては、議案書2ページから5ページをご覧ください。

施行期日は、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律」に掲げる規定の施行の日からであります。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第18、議案第26号 智頭町スクールバスの管理及び運行に関する条例の制定についての説明を求めます。

竹内教育課長。

○教育課長（竹内 学） 失礼します。それでは、議案書6ページ、説明資料の2ページ上段をご覧ください。

議案第26号、智頭町スクールバスの管理及び運行に関する条例の制定についてでございます。

次のとおり、智頭町のスクールバスの管理及び運行に関する条例の制定について、地方自治法第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第19、議案第27号 智頭町有林野に関する条例を改正する条例についての補足説明を求めます。

山本山村再生課長。

○山村再生課長（山本 進） それでは、議案書8ページ、説明資料2ページをお願いいたします。

議案第27号 智頭町有林野に関する条例を改正する条例について。

現行の条例は、町有林野の維持管理や処分について定めているものであり、国有林野の払下げを契機に昭和31年に制定され、今日に至っているものであります。条例制定以降、木材価格の低迷や森林法に規定された森林経営計画制度により、町有林を長期的な視点で施業委託をするようになったことなど、町有林をめぐる社会情勢は大きく様変わりしています。このため、町有林の経営管理や流木

の処分はもとより、今日的な課題である人材育成を視野に入れた町有林の活用などを含め、現在の活用方針や現行の制度に対応する条例とするため全面的に改正するものであります。

主な改正点としまして、条例における町有林の定義を第2条で明確化したこと。町有林の経営委託を第8条で位置づけたこと。また、流木の管理や処分について法令等による必要な手続を経て施業をすることから、改正前の条例に定める諮問機関の規定を廃止したことなど、現在の町有林の活用方針や現行制度に対応するものであります。

条例の施行日は、令和5年4月1日です。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第20、議案第28号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての補足説明を求めます。

國岡総務課長。

○総務課長（國岡厚志） 議案書11ページをご覧ください。併せて、議案説明資料3ページ上段もご覧いただきたいと思います。

議案第28号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、智頭町個人情報保護法施行条例の令和5年3月議会上程に伴い、所要の改正を行うとともに、監査委員報酬の見直しを行うものであります。

改正内容につきましては、議案書12ページをご覧ください。

別表第1中、個人情報保護審査会委員に係る項目を削除するものです。また、監査委員報酬を日額から月額に改め、報酬額を定めるものです。

施行期日は、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律」に掲げる規定の施行の日からであります。

監査委員報酬に係る改正については、令和5年4月1日からであります。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第21、議案第29号 智頭町公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正についての補足説明を求めます。

國岡総務課長。

○総務課長（國岡厚志） それでは、議案第29号です。議案書13ページをご覧ください。併せまして、議案説明資料3ページの下段もご覧いただきたいと思っています。

議案第29号 智頭町公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正につきましては、智頭町個人情報保護法施行条例の令和5年3月議会上程に伴い、所要の改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、議案書14ページをご覧ください。

本則第12条中、「智頭町個人情報保護条例」を引用している部分を「個人情報の保護に関する法律」に改めるものです。

施行期日は、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律」に掲げる規定の施行の日からであります。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第22、議案第30号 智頭町国民健康保険条例の一部改正についての補足説明を求めます。

小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 失礼します。議案書15ページ、議案説明資料は4ページの上段をご覧ください。

議案第30号 智頭町国民健康保険条例の一部改正についてです。

これは、国民健康保険法施行令及び健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の支給について、議案書16ページの第5条第2のように、現行の40万8,000円を48万8,000円に上げるものです。

また、健康保険法施行令36条の規定により、産科補償制度の掛け金分の1万2,000円を加算し、合わせて、一時金の方を50万円支給するというものです。

なお、施行期日は、令和5年4月1日とするものです。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第23、議案第31号、智頭町児童福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についての補足説明を求めます。

竹内教育課長。

○教育課長（竹内 学） それでは、議案書17ページ、説明資料の4ページ下段をご覧ください。

議案第31号 智頭町児童福祉施設の設置及び管理等に関する条例の一部改正についてでございます。

一部改正の理由としまして、智頭町立あたご保育園及び智頭町立山形保育園を今後保育園として活用しないため、改正を行うものであります。

また、智頭町立あたご保育園及び智頭町立山形保育園を設置施設から削除するものであり、議案書17ページのとおり、智頭町児童福祉施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第24、議案第32号 智頭町旧小学校施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についての補足説明を求めます。

酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） それでは、議案書19ページになります。議案説明書5ページの上段になります。

議案第32号 智頭町旧小学校施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

これは、旧山形保育園を指定管理者施設に追加することに伴い、所要の改正を行うことについて、地方自治法第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

議案書20ページをご覧ください。

改正点は、条例名を智頭町旧小学校施設等の設置及び管理に関する条例に改めるものでございます。また、本則第2条に旧山形保育園を追加するものでございます。

施行期日は、公布の日からでございます。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第25、議案第33号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての補足説明を求めます。

國岡総務課長。

○総務課長（國岡厚志） 議案書21ページをご覧ください。

議案第33号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてです。

令和5年6月30日で任期満了となる八頭郡智頭町大字福原316番地、藤原一彦氏、昭和25年12月21日生まれについて、引き続き同氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、本議会の意見を求めるものでございます。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第26、議案第34号 個人情報の保護に関する法律に基づく合議制の機関に係る事務の委任に関する規約を定める協議についての補足説明を求めます。

國岡総務課長。

○総務課長（國岡厚志） 議案書22ページをご覧ください。

議案第34号 個人情報の保護に関する法律に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約を定める協議につきましては、智頭町個人情報保護法施行条例の制定に伴い、専門的な知見に基づく意見が必要な場合、鳥取県個人情報保護審査会に諮問できることとなるため、個人情報の保護に関する法律に基づく合議制の機関に係る事務の委任に関する規約を定める協議を鳥取県と行うに当たり、本議会の議決を求めるものです。

詳細につきましては、議案書23ページから24ページをご覧ください。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第27、議案第35号 公の施設における指定管理者の指定について（旧那岐小学校）の補足説明を求めます。

酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 議案書25ページになります。

議案第35号 公の施設における指定管理者の指定についてでございます。

これは、旧那岐小学校を指定管理者として指定することについて、地方自治法第244条第6項の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称、旧那岐小学校。指定管理者ですが、これは、地域振興の発展

を推進するため、地域活性化を担ういざなぎ振興協議会を指定管理者として指定するものでございます。八頭郡智頭町大字大背205番地、いざなぎ振興協議会会長 大谷豪太郎。指定の期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日まででございます。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第28、議案第36号 公の施設における指定管理者の指定について（旧山形小学校）の補足説明を求めます。

酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 議案書26ページになります。

議案第36号 公の施設における指定管理者の指定についてでございます。

これは、旧山形小学校の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条第6項の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は旧山形小学校でございます。指定管理者は、地域振興の発展を推進するため、地域振興を担う恋山形運営協議会を指定するものでございます。八頭郡智頭町大字郷原238番地、恋山形運営協議会会長 荒子英明。指定の期間、令和5年4月1日から令和8年3月31日までです。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第29、議案第37号 公の施設における指定管理者の指定について（旧山郷小学校）の補足説明を求めます。

酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 議案書27ページになります。

議案第37号 公の施設における指定管理者の指定についてでございます。
これは、旧山郷小学校の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条6項の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、旧山郷小学校です。地域振興の発展を推進するため、地域活性化を担う一般社団法人山郷地区振興協議会を指定管理者とします。八頭郡智頭町大字福原19番地、一般社団法人山郷地区振興協議会代表理事 中澤一博。
指定の期間、令和5年4月1日から令和8年3月31日までです。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第30、議案第38号 公の施設における指定管理者の指定について（旧山形保育園）の補足説明を求めます。

酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 議案書28ページになります。

議案第38号 公の施設における指定管理者の指定についてでございます。

これは、旧山形保育園の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条6項の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、旧山形保育園です。これは、地域振興の推進をするため、地域活性化を担う山形地区振興協議会を指定管理者として指定するものでございます。八頭郡智頭町大字郷原238番地、山形地区振興協議会会長 大呂佳巳。
指定の期間、令和5年4月1日から令和8年3月31日までです。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第31、議案第39号 公の施設における指定管理者の指定について（智

頭町立富沢コミュニティセンター)の補足説明を求めます。

酒本企画課長。

○企画課長(酒本和昌) 議案書29ページになります。

議案第39号 公の施設における指定管理者の指定についてでございます。

これは、智頭町立富沢コミュニティセンターの指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条第6項の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、智頭町立富沢コミュニティセンターです。地域振興の発展を推進するため、地域活性化を担う富沢地区振興協議会を指定管理者として指定するものです。八頭郡智頭町大字新見371番地1、富沢地区振興協議会会長河村勝敏。指定の期間、令和5年4月1日から令和8年3月31日まで。

以上です。

○議長(谷口雅人) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

日程第32議、案第40号 公の施設における指定管理者の指定について(智頭温水プール)の補足説明を求めます。

竹内教育課長。

○教育課長(竹内 学) それでは、議案書30ページをご覧ください。

議案第40号 公の施設における指定管理者の指定についてでございます。

これは、智頭温水プールの指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第3項により、本議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称、智頭温水プール。指定管理者、大阪府大阪市北区梅田1丁目11番4 2100号、株式会社エヌ・エス・アイ代表取締役 石川 端。指定の期間、令和5年4月1日から令和10年3月31日までです。

以上でございます。

○議長(谷口雅人) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

日程第33、議案第41号 公の施設における指定管理者の指定について(国重要文化財石谷家住宅)の補足説明を求めます。

竹内教育課長。

○教育課長(竹内 学) 竹内教育課長。

○教育課長(竹内 学) それでは、議案書31ページをご覧ください。

議案第41号 公の施設における指定管理者の指定についてでございます。

これは、国重要文化財石谷家住宅の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第3項により、本議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称、国重要文化財石谷家住宅。指定管理者、八頭郡智頭町大字智頭396番地、一般財団法人因幡街道ふるさと振興財団代表理事 長石彰祐。指定の期間、令和5年4月1日から令和10年3月31日まで。

以上であります。

○議長(谷口雅人) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

日程第34、議案第42号 公の施設における指定管理者の指定について(智頭町消防団本町分団屯所)の補足説明を求めます。

竹内教育課長。

○教育課長(竹内 学) それでは、議案書32ページをご覧ください。

議案第42号 公の施設における指定管理者の指定についてでございます。

これは智頭町消防団本町分団屯所の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第3項により、本議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称、智頭町消防団本町分団屯所。指定管理者、八頭郡智頭町大字智頭396番地、一般財団法人因幡街道ふるさと振興財団代表理事 長石彰祐。

指定の期間、令和5年4月1日から令和10年3月31日までです。

以上であります。

○議長(谷口雅人) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

日程第35、議案第43号 字の区域の変更についての補足説明を求めます。
原田地籍調査課長。

○地籍調査課長(原田誠之) 議案書33ページ、説明資料2ページをご覧ください。

議案第43号 字の区域の変更についてでございます。

地方自治法第206条第1項の規定によりまして、令和2年8月から令和2年11月実施しました地籍調査事業の大字八河谷地区の一部、計画面積1.30平方キロメートルの一筆調査を実施した成果により、地形の実態に整合するように字の区域の変更を行うものでございます。

なお、字の区域の変更の詳細につきましては、議案書34ページから35ページに記載してございます。

変更の日につきましては、国土調査法の規定により認証の日でございます。

以上であります。

○議長(谷口雅人) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

日程第36、議案第44号 字の区域の変更についての補足説明を求めます。
原田地籍調査課長。

○地籍調査課長(原田誠之) 議案書36ページ、説明資料6ページをご覧ください。

議案第44号 字の区域の変更についてでございます。

地方自治法第206条第1項の規定によりまして、令和2年7月から令和2年9月に実施しました地籍調査事業の大字大屋地区の一部、計画面積1.49平方キロメートルの一筆調査を実施した成果により、地形の実態に整合するように字の区域の変更を行うものでございます。

なお、字の区域の変更の詳細につきましては、議案書 37 ページから 38 ページに記載してございます。

変更の日につきましては、国土調査法の規定により認証の日でございます。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

以上で、補足説明及び質疑を終わります。

暫時休憩します。

再開は議場の時計で、2時10分

休 憩 午後 1時55分

再 開 午後 2時10分

○議長（谷口雅人） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから、日程第37、議案第14号から日程第47、議案第24号までの11議案の補足説明及び質疑を行います。

なお、この11議案については本日可否の決定を行います。

日程第37、議案第14号 令和4年度智頭町一般会計補正予算（第10号）の補足説明を求めます。

國岡総務課長。

○総務課長（國岡厚志） そうしますと、補正予算書1ページをご覧ください。

議案第14号 令和4年度智頭町一般会計補正予算（第10号）でございます。

歳入歳出の総額から2億3,137万6,000円を減額し、それぞれ67億2,183万円とするものであります。

まず、歳出についてですが、別に配付をしております「令和4年度3月補正予算概要」と補正予算書により説明をさせていただきます。

なお、町長の提案理由と重複した説明となる場合がありますが、ご了承いただきたいと思っております。

全事業にわたって、人件費及び各事業の決算見込みに基づく調整を行っておりますとともに、併せて、各特別会計の補正に伴う各特別会計への繰出金の調整を

行っております。

概要書の1ページ、補正予算書23ページの議会費では、決算見込みに基づき、旅費、委託料などを減額しております。

同じく、予算書の23ページからは総務費ですが、23ページから25ページにかけての一般管理費、財産管理費につきましては、会計年度任用職員を含む人件費の調整のほか、電気代などの光熱水費の増額のほか、事業費の調整を、文書広報費でも事業費の調整を、25ページから26ページにかけてのまちづくり推進費でも、人件費の調整のほか、事業費の調整を、地域情報化推進事業では、ONU・屋内キャビネットなど備品購入費の増額を、26ページの交通安全対策費では、備品購入費の減額を、それぞれ措置しております。

予算書27ページから28ページにかけての、また、概要書では1ページから2ページにかけての地域活性化推進費及び交通政策費では、事業費の調整を、28ページの諸費でも同じく事業費の調整を行っています。

28ページから29ページにかけての税務総務費及び戸籍住民基本台帳費では、会計年度任用職員を含む人件費の調整のほか、地方税共通納税システム改修及び国外転出者に関するデジタル手続のオンラインシステム改修、マイナンバーカード関連事務負担金のほか事業費の減額を、賦課徴収費では、納付書等の郵送料・切手代に係る通信運搬費の増額をそれぞれ措置しております。

29ページの鳥取県知事選挙費では、故障が頻発している計数機更新に係る備品購入費の増額を、参議院議員選挙費では事業費の調整を行っています。

30ページからは民生費であります。

30ページから31ページにかけての社会福祉総務費では、人件費の調整のほか、対象者の減少に伴う住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金の減額、国民健康保険事業特別会計繰出金の減額、タクシー助成の実績見込みに伴う増額のほか、事業費の調整を行っています。

障害者福祉費では、更生医療費並びに障害者給付費の実績見込みによる減額を、31ページから32ページにかけての老人福祉費では、人件費の調整のほか、ほのぼのフェスタ等実績見込みに伴う減額を、後期高齢者医療連合負担金、介護保険特別会計繰出金及び後期高齢者医療特別会計繰出金の減額を、概要書では3ページの社会福祉施設費では、事業費の調整を措置しております。

33ページの子育て支援推進費では、人件費の調整のほか、子育て推進事務で

は、実績見込み増加に伴う高校生通学費助成の増額を、放課後児童クラブでは駐車場除雪作業に係る手数料の増額を、森のようちえん事業では、実績に伴う施設等利用給付費の増額をそれぞれ措置しています。

33ページから34ページにかけての保育園費の保育園事務費では、人件費及び事業費の調整のほか、実績見込みに伴う地域型保育給付費負担金（ほのぼの地域枠）の増額を、ちづ保育園事務費では、人件費及び事業費の調整のほか、光熱水費、手数料の増額をそれぞれ措置しております。

母子父子福祉費では、手当の減額を措置しております。

35ページの児童館費では、人件費、事業費の調整のほか、本折児童館のエアコン設置に係る備品購入費を措置しています。

児童手当給付費及び児童措置費では、手当の減額を措置しております。

35ページから36ページにかけての生活保護総務費では、人件費の調整のほか、事業費の調整をそれぞれ措置しております。

予算書36ページ、概要書では4ページの衛生費の保健衛生総務費では、休日急患歯科診療所負担金の増額など事業費の調整を予防費では、人件費の調整のほか、予防接種委託料の減額を措置しています。

環境衛生費では、事業費の調整を行っております。

36ページから37ページにかけての母子衛生費では、人件費の調整のほか、事業費の調整を、健康増進事業費では、事業費の調整をそれぞれ措置しております。

37ページから38ページにかけてのじん芥処理費、し尿処理費及び合併処理浄化槽費では、各事業の事業費の調整を、簡易水道施設費では、簡易水道事業特別会計繰出金の減額を、病院施設費では、新型コロナ臨時交付金の増額をそれぞれ措置しております。

39ページの労働費、労働諸費では、事業費の調整を措置しています。

同じく39ページ、農林水産業費、農業費の農業委員会費では、農業委員の活動実績に伴う委員報酬の増のほか、事業費の調整を、39ページから40ページにかけての概要書では5ページの農業総務費でも、人件費及び事業費の調整を、それぞれ措置しております。

予算書40ページから41ページにかけての農業振興費では、各事業の事業費の調整を、41ページの畜産業費では、畜産共進会助成事業費補助金の減額を、

それぞれ措置しております。

同じく 4 1 ページの地籍調査費では、人件費の調整のほか、事業の確定に伴う事業費の調整を、4 2 ページの農業集落排水費では、農業集落排水事業特別会計繰出金の減額を、予算書では 4 2 ページから 4 4 ページ、概要書では 5 ページから 6 ページとなります。林業振興費では、会計年度任用職員人件費の調整のほか、各事業の事業費の調整を、同じく造林事業費、水産業振興費でも事業費の調整を、それぞれ措置しております。

4 4 ページの商工費の商工振興費では、イラスト使用料の増額のほか、事業費の調整を、4 4 ページから 4 5 ページにかけての観光費では、事業費の調整のほか、光熱水費の増額を、交流事業費でも事業費の調整を措置しております。

4 5 ページから 4 6 ページにかけての土木費、土木総務費では、人件費の調整のほか、道路関係期成会負担金等の減額を、安全なまちづくり推進事業では、実績に伴う事業費の減額を、それぞれ措置しております。

道路維持費では、各事業の事業費の調整のほか、除雪委託料及び倒木撤去に要する手数料の増額を、4 6 ページから 4 7 ページにかけての概要書では 6 ページから 7 ページとなります。道路新設改良費でも事業費の調整を、下水道事業費では、公共下水道事業特別会計繰出金の減額を措置しております。

4 7 ページの消防費、常備消防費では、東部広域行政管理組合消防費負担金の増額を、4 7 ページから 4 8 ページにかけての非常備消防費、同じく 4 8 ページの防災費では、人件費の調整のほか、それぞれの事業の事業費調整を措置しております。

4 8 ページから 4 9 ページにかけての教育費、教育委員会費では、事業費の調整を、同じく 4 9 ページの事務局費では人件費の調整のほか、各事業の事業費の調整を、5 0 ページから 5 1 ページにかけての小学校費及び 5 1 ページから 5 3 ページにかけての中学校費にかけても各事業の調整を行っております。

予算書 5 3 ページから 5 4 ページにかけての社会教育総務費では、人件費の調整のほか、各事業の事業費の調整を、地区公民館費では、会計年度任用職員人件費の調整を、社会教育施設費でも人件費の調整のほか、事業費の調整をそれぞれ措置しております。

同じく 5 4 ページの文化財整備活用費では、各事業の事業費の調整を、5 4 ページから 5 5 ページにかけての図書館費では、会計年度任用職員を含む、人件費

の調整のほか、事業費の調整を、同じく社会同和教育費、56ページの保健体育総務費、学校給食費についても、人件費の調整、事業費の調整を行っております。

学校給食費では、燃料費、光熱水費の増額を行っております。

体育施設費でも事業費の調整を措置をしているところです。

災害復旧費の林道施設災害復旧費では、工事請負費の増額を措置しております。

以上、合計2億3,137万6,000円の減額補正となっております。

次に、歳入についてですが、補正予算書12ページをご覧ください。

地方交付税から町債まで、歳入と同額の合計2億3,137万6,000円の減額となっておりますが、いずれも、実績及び決算見込みに基づくものであります。

主なものは、地方交付税を現段階での実績により増額し、繰入金では、財政調整基金、まちづくり振興基金などからの繰入金の減額を、町債では災害復旧債の増額を、また、過疎債の衛生債、林業振興事業債、農業振興事業債、土木債、教育債及び商工債の減額をそれぞれ措置しております。

簡単ではありますが、以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

この議案に対する質疑は、歳入、歳出、繰越明許費から地方債の3区分に分けて行います。

なお、質疑に当たりましては、必ずページ数を示してください。

それでは、歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋） 予算概要書の地域情報化推進事業ということで、本冊では25ページになります。国庫支出金500万円上がっているんですけど、これは、多分事業によって一般財源に充てていたものが国の事業採択によって、それで補助金が入ってきたということで、こういうふうな書き方になっているのかなというふうな認識でいるんですけど、そういうことで間違いはないですか。

- 議長（谷口雅人） 酒本企画課長。
- 企画課長（酒本和昌） ご指摘のとおりだというふうに思っております。
- 議長（谷口雅人） 10番、大河原議員。
- 10番（大河原昭洋） 私の解釈で間違いがないようなので、それはそれでいいんですけど、この500万円の国庫支出金というのは、どの事業に充てられたかっていうのは、今、答えられますか。
- 議長（谷口雅人） 酒本企画課長。
- 企画課長（酒本和昌） すみません。ちょっと今は答えられないので、しばし時間をいただけたらと思います。
- 議長（谷口雅人） 本日可否ですので急いでください。
ほかありませんか。
5番、宮本議員。
- 5番（宮本行雄） 本冊の26ページ、委託料の中でシステム構築委託料が343万2,000円の減になっていますが、これはどういう理由で執行できなかったのでしょうか。
- 議長（谷口雅人） 酒本企画課長。
- 企画課長（酒本和昌） すみません。回答に時間を要しまして。簡単に言えば実績なんですけど、ただ、どのシステムということになると、すみません。これもちょっと確認します。
- 議長（谷口雅人） 5番、宮本議員。
- 5番（宮本行雄） これは予算概要でいくと、1ページの事業番号1517番行政情報システム推進費の中のシステム構築委託料の減という説明になっておりますんで、数字もその数字と一緒にですんで、よろしくお願いします。
- 議長（谷口雅人） 國岡総務課長。
- 総務課長（國岡厚志） すみません。これにつきましては、入札減によるシステムの構築の委託料の減でございます。
- 議長（谷口雅人） ほかありませんか。
3番、岡田議員。
- 3番（岡田光弘） まちづくり支援事業ですけども、今回、補正でまちづくり支援事業補助金616万1,000円、そして、地域経済循環創造事業補助金マイナス2,500万ということで、住民の積極的なまちづくりを支援していこう

という枠組みで、そういった予算を確保しておいて、住民が手を挙げたときに対応できるということは理解できるんですけども、かなり大幅な減額になっております。

その中身として、既に例えば、地域の方々から相談があるけども、今年度については実施には至らず、来年度以降も向かっていくんだよというような相談を受けているようなものもその中には含まれているんじゃないかと思えますけど、そのあたりの実態はいかがでしょうか。

○議長（谷口雅人） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） まちづくり支援事業につきましては、毎年一、二件の申請があり、採択をしている状況です。地域経済循環創造事業、これはローカル10,000プロジェクトといわれる事業なんですけども、これに関しては、町長の最初の話にもあったように、新規性ですとか、モデル性の高いものを国のほうが審査をして認めるというものになっていますので、ハードルが高いと言えばハードルが高い、これまでに1件、本町では採択されている状況になっています。ですので、そういったところに、そういったローカル10,000プロジェクトを使いたいというようなお話があった際には、制度等を説明して、向かえるようであれば向かうような伴走支援というものを行っているところでございます。

○議長（谷口雅人） ほかありませんか。

10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋） 27ページの交通政策費です。印刷製本費が5万円、少ない金額が上がっているんですけど、共助交通の回数券ということのようなんですけども、12月議会で、確か印刷製本費ということで予算を承認したんですけど、やはり足りなかったという、そういう認識でいいんですか。

○議長（谷口雅人） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 回数券・定期券の印刷もですけども、車に貼っていただくステッカーなども今回印刷製本費で発注しておりますので、そういったものが足りなかったということになっております。

○議長（谷口雅人） 10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋） 直接補正予算と関係ないんですけども、この印刷製本費ということに関連して、今週の月曜日からですか、回数券等々が販売されているということで、これは我々ちょっと聞いていなかったんじゃないかなという認

識なんですけど、その辺についてはいかがですか。

○議長（谷口雅人） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 4月1日から運行をスタートするというので、スケジュールを見直しまして、確かに総務常任委員会では、そのことは申し出ておりませんが、その後、スケジュールを見直したことにつきまして、販売を始めたほうがいいのではないかと、スムーズな導入に伴いまして、決断したところでございます。

○議長（谷口雅人） 10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋） これも補正とは関係ないんですけど、そういう答弁をいただきましたので、実際、3月定例会で4月からのスタート云々ということに関して審議をこれから始めるという段階で、議会のほうに説明もなしに、ちょっと販売をされるというのは、ちょっといかなもんかなというふうに思うところもあるんですけど、そのあたりについていかがですか。

○議長（谷口雅人） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 4月1日、4月に動かすと、運行するということは説明しておりますので、それに向けた準備をするのは当然の事務処理だというふうに考えております。

○議長（谷口雅人） ほかありませんか。

5番、宮本議員。

○5番（宮本行雄） 本冊の28ページ、事業番号は1028番、税務総務費の中で、地方税共通納税システム導入委託料の減というふうに、ここでもシステムの委託料の減が出てきているんですけども、理由は、先ほど総務課長が言われたことと同じようなことになるのでしょうか、教えてください。

○議長（谷口雅人） 西川税務住民課長。

○税務住民課長兼水道課長（西川公一郎） 町税費のうちの税務総務費の中の、委託料、地方税共通納税システム導入の委託の減についてのご質問でございますが、当初、この共通納税、この4月1日からQRコードを使った納付をするようになるんですけども、当初は、本町の場合、4税プラス介護、後期の2料につきましても、このコードを使ったことを予定しておりましたが、システム側の、国のほうからの方針が令和4年度中に、この介護、後期の2料につきまして、令和7年度に改修することが改めて決定されました。そうしますと、今回に改修を

行います経費が、言ってみれば無駄になるということが判明しましたので、この部分については、令和7年度に改修していくと、ほかの町村でも検討されていた調整もありますが、改修をしていただく委託業者等々とも話をしまして、これを見送ったという経緯がございます。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 5番、宮本議員。

○5番（宮本行雄） となると、例えば2年後、あるいは1年後にまた近い金額が予算額として出てくるということでしょう。

○議長（谷口雅人） 西川税務住民課長。

○税務住民課長兼水道課長（西川公一郎） 議員のおっしゃるとおり、令和7年度に向けまして、要するに翌年度中に国のほうから方針が出されて、それに伴って、うちのほうは改修に向かっていく格好になるかと思えます。

○議長（谷口雅人） ほかありませんか。

10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋） 本冊の38ページです。衛生費の病院施設費で、病院事業会計繰出金が300万円計上されております。説明では、コロナ臨時交付金の増額に伴うということで、この目的を教えてください。

○議長（谷口雅人） 福安病院事務部長。

○病院事務部長（福安教男） 繰出金で措置していただいています300万円につきましては、コロナの対策に係る経費ということになります。内容としましては、消毒用の消耗品だとか、マスク、手袋といったような具体的には、物等に充てる部分になってまいります。

○議長（谷口雅人） 10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋） この300万円というのが病院の福安部長のほうから答弁いただきましたんで、ちょっと飛ぶんですけど、病院特別会計の中で特別損失が300万円なっているんですけど、これとの関係っていうのはないんですか。

○議長（谷口雅人） 福安病院事務部長。

○病院事務部長（福安教男） 特別損失はまた別のものになりますので、ちょうど同じ額ではありますが、関係ないものとなります。そこではなく、材料費の部分の一部になっております。

○議長（谷口雅人） ほかありませんか。

3番、岡田議員。

○3番（岡田光弘） 農業委員会費ですけど、先ほどの説明の中に農業委員さんの活動実績の増により報酬が増えたんだというようなご説明がありました。軒並み3月補正は実績に伴う減額っていう項目が多い中で、活動が活発で、その実績が増になったということで、それは農業委員会の活動が活発になったということで、大変いいことだと思うんですけども、そのあたりの要因と、それと併せて、農地の中間管理事業ですね。こちらのほうは逆に減額になっております。これも遊休農地の解消に伴う活動の一環だと思うんですけども、個人としての、農業委員さんとしての活動は増になりながら中間管理事業のほうは減となったというところのこのあたりの要因についてお願いします。

○議長（谷口雅人） 山本山村再生課長。

○山村再生課長（山本 進） まず、農業委員会報酬の増のことです。これは、委員の活動を実績に応じて支給する、いわゆる上乘せ報酬であります。当初予算を組むときには、従前のルールで組んどったんですが、その後、今年度から国の交付金の算定方法が変わったのが明確になりました。それに伴いまして、農業委員会としての活動目標を立てて、その達成度合いに応じて交付されるということになりました。これまでのルールよりも、活動に日数であるとか、それから成果に重きを置いた算定方法となったことが増額の要因であります。

それと中間管理事業ですけど、あまりまとまった大規模なことにはなっていないんですけど、実績は年々確実に上がってきてはおるんですが、地域集積協力金につながるようなまとまった集積にはまだ至っていないということですが、徐々に集積が増えつつあるということでもあります。

以上です。

○議長（谷口雅人） ほかありませんか。

5番、宮本議員。

○5番（宮本行雄） 補正予算概要の事業番号が1936番の児童扶養手当給付事業、税務住民課となっておりますが、これは、実績が当初の目標の数字よりも減ったということに理解すればいいでしょうか、教えていただけますか。

○議長（谷口雅人） 西川税務住民課長。

○税務住民課長兼水道課長（西川公一郎） 児童扶養手当の減額でございますが、議員のおっしゃるとおり、実績に伴いまして減になったものでございます。

○議長（谷口雅人）　　ほかありませんか。

10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋）　　本冊の44ページです。商工振興費の中の著作物等使用料ということで、コロナに負けるな中小企業支援金チラシのイラストが著作権を侵害されたという指摘を受けたということで、課長のほうから報告を委員会の中で受けております。この事業自身は非常にすばらしい、いい事業だったというふうな認識でおりまして、ちょっと何か水を差されたなという気はしているんですけども、これを仮に、事前申請を、しっかりとイラストを使いますよということで申請をしていたら、例えば使用料というのは大体どれぐらいになるものなんでしょうか、そのあたりは把握しておられますか。

○議長（谷口雅人）　　酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌）　　すみません。そこは把握しておりませんが、イラスト使用料ですので、費用は発生すると思います。

○議長（谷口雅人）　　10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋）　　把握していないということではありますけど、やはり、十分に事前にしっかりとそういうことを調べながらされたんだと思う。人間誰しもがミスは犯すことだとは思いますが、やはり、これは何だとはいいいましても、やっぱり税金が使われていますんで、やはり再発防止策というのはきちりしておかないといけないんじゃないかなというふうにありますので、そのあたりについての見解はいかがですか。

○議長（谷口雅人）　　酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌）　　チラシ作成につきましては、イラストを使ったりして分かりやすいように努めているところでございます。総務常任委員会の際にも説明させてもらいましたが、フリーのイラストを使うというところでやっていたんですけども、これが今回このようなことになってしまったということで、次回以降、肝に銘じながらやっていきたいというふうに考えております。

○議長（谷口雅人）　　3番、岡田議員。

○3番（岡田光弘）　　43ページの林業振興費ですけども、この中に大きなものとして、減額の森林資源利用推進事業補助金と、それから森づくり事業、作業道整備事業補助金、これがかなりの減額になっております。年間の需要を予測するというのはなかなか難しい事業であろうかと思っておりますけども、特に冬期間、雪の

関係であるとか、いろいろな要因が重なっていると思うんですが、例年、予算を確保しながら、かなり大幅な減額というのがここ数年続いている事業になろうかと思えます。次年度もそれなりの予算が要求はされているようですけども、このあたりの減になっている要因の分析といいますか、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（谷口雅人） 山本山村再生課長。

○山村再生課長（山本 進） まず、森林資源利用推進事業でございますが、この中で減額の幅が大きいのが、1立米1,200円の素材供給支援であります。当初予算では、3万5,500立米予算を見込んでいたんですが、いろいろな要因はあるんですけど、例年にない積雪も少なからず影響しているということもありまして、8割弱程度の実績を見込んでおるということであります。

それから森づくり作業道、これは毎年のことなんですけど、なかなか要望どおりの県補助金が配分が非常に難しいという状況もありまして、県政要望等を含めて、県のほうには声を上げるという状況であります。

以上です。

○議長（谷口雅人） それでは、大河原議員の最初の質問について答弁を求めます。

酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） すみません。地域情報化の国庫の500万円の件ですけども、事業につきましては、デジタルの測定委託料の中に今回500万円をプラスしたということになります。この500万円というのが、すみません、確認をしましたら、コロナの交付金がございます、実績に伴って減った分が一般財源のところに充当するというようなことで、ここに500万円ということが措置されているということでございます。

○議長（谷口雅人） 10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋） 分かりました。では、同じ情報関連機器購入経費の中でちょっと聞き漏らしたんですけど、備品購入費って上がっていますか。先ほど総務課長の説明で屋内キャビネット、これがそうなるのかなと思うんですけど、これ企画課の所管の備品購入費ということになると思うんですけど、この屋内キャビネットってということで、認識で間違いはないですか。

○議長（谷口雅人） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） そのとおりでございます。屋外キャビネットと単体○

NUの備品となります。

○議長（谷口雅人） ほかありませんか。

3番、岡田議員。

○3番（岡田光弘） 先ほどの補正予算の提案理由の中に観光費ですけども、その中に智頭宿の急速充電の改修が含まれるというようなご説明がありました。本冊で言うと、観光費は、44ページから45ページになろうかと思うんですけども、その改修費というのがどの部分の予算に当たるのかというのがちょっと見当たらないのかなと思ったんですが、その改修費というのは予算的にはどういう措置になっていますでしょうか。

○議長（谷口雅人） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 特産村の急速充電器に関しましては、改修をしなくても、何かタッチパネルでできるというようなメーカーさんから聞いておりますので、今そのように段取りをしているところです。例えば、今、急速充電器無料なんですけど、有料にする場合に、今タッチパネルとかでできるというシステムになっているそうです。ですので、その辺を今メーカーさんとやりとりしながら、有料化に向けて動いているということでございます。

○議長（谷口雅人） 3番、岡田議員。

○3番（岡田光弘） 提案理由の中には入ってたんですけども、予算的な措置には至っていない。予算的な措置がなくても改修ができるというふうに理解したらよろしいですか。

○議長（谷口雅人） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） そのとおりでございます。

○議長（谷口雅人） ほかありませんか。

10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋） 本冊56ページの体育施設費です。この委託料、工事請負費が同額になっているので、推測するに、この測量委託料が少なくて済んだ、その分をいわゆる工事に充てるというように思うんですけど、そういう認識でよろしかったですかね。

○議長（谷口雅人） 竹内教育課長。

○教育課長（竹内 学） 智頭温水プールの空調工事が繰り越し予定になっていますので、その財源確保ということで増額をしているところです。

- 議長（谷口雅人） 10番、大河原議員。
- 10番（大河原昭洋） 結局、測量委託料が少なくて済んだと、だから工事費のほうに充てるということでいいですよ、再確認で。
- 議長（谷口雅人） 竹内教育課長。
- 教育課長（竹内 学） その委託料の入札で減額になった額を繰り越しになりますので、工事が。今現時点では、工事の増額はないんですけども、補正とかができないんで、繰り越しということなんで、その財源のために増額をさせてもらっているところです。
- 議長（谷口雅人） 10番、大河原議員。
- 10番（大河原昭洋） 説明は何となく分かりました。でも何かがあったときに、絶対この金額使うわけじゃないけども、何かがあったときのために一応確保しておきたいという、そういう趣旨でいいですか。
- 議長（谷口雅人） 竹内教育課長。
- 教育課長（竹内 学） そのとおりです。
- 議長（谷口雅人） ほかにありませんか。
- 3番、岡田議員。
- 3番（岡田光弘） 本冊の46ページです。除雪委託料が2,900万円、このたびの大雪の対策として補正で予算措置をしてあると思いますが、先ほどの提案理由の中に、今回かなりの倒木がありまして、その倒木の撤去費も含むというような表現だったと思いますけども、倒木の撤去費とはどの程度見てありますか。
- 議長（谷口雅人） 迎山地域整備課長。
- 地域整備課長（迎山恵一） 倒木撤去ですけれども、除雪委託料とはまた別に、同じ道路維持費、本冊46ページの中の役務費の手数料で250万円を措置しております。
- 議長（谷口雅人） 3番、岡田議員。
- 3番（岡田光弘） 理解できました。手数料で組んであるということですね。
- 倒木の撤去につきましては、緊急伐採とかということになるかと思いますが、こちらは町のほうで執行して、その費用については、住民のほうからは求めないということよろしいですか。
- 議長（谷口雅人） 迎山地域整備課長。
- 地域整備課長（迎山恵一） 当然、道路上に出ておりますものは、山林所有者

が対応できない場合は町のほうでというか、道路管理者のほうで措置しますので、それにつきましては、住民負担なしの町の負担ということになります。

○議長（谷口雅人） 5番、宮本議員。

○5番（宮本行雄） 3月補正予算概要の3ページ、事業番号1784の子育て推進事務で、教育課となっておりますが、先ほどの町長の提案理由の中にもありました。子育てを応援していくということがありましたが、高校生通学費助成が増えたというのは理解しておりますけども、その減額になっている主な理由は何ですか。例えば、農林の高校生が5人予定が1人になったとか、そういう理由でしょうか、教えてください。

○議長（谷口雅人） 竹内教育課長。

○教育課長（竹内 学） 減額になっているのは、智頭農林高生の下宿代が今年度発生しなかったための減額です。

○議長（谷口雅人） ほかありませんか。

10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋） 57ページになります。事業名は、56ページの下、林道施設災害復旧費ということで、工事請負費が約700万円計上されておりました、昨年9月の台風被災ということで、森林組合の管理棟2路線が対象になるということなんですけど、これは常任委員会で説明されているのかもしれませんが、どこで、内容についてちょっと教えていただけますか。

○議長（谷口雅人） 迎山地域整備課長。

○地域整備課長（迎山恵一） 既に、当時9月だったかな、ごめんなさい。路線につきましては、2路線森林組合が管理します2路線、草原津谷線で道路のり面の崩落、金山線、字になるんですけども、道路舗装のめくれということで2か所の復旧工事になります。

○議長（谷口雅人） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、繰越明許費から地方債までの質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

最後に、再度、一般会計の補正予算全般にわたっての質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

日程第38、議案第15号 令和4年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)の補足説明を求めます。

小谷福祉課長。

○福祉課長(小谷いず美) 失礼します。補正予算書63ページをご覧ください。

議案第15号 令和4年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)です。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ27万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ7億8,467万4,000円とするものです。

歳出につきましては、70ページをご覧ください。

総務費で人件費の調整を行っております。

歳入につきましては、69ページをご覧ください。

一般会計繰入金で措置しております。

以上です。

○議長(谷口雅人) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

日程第39、議案第16号 令和4年度智頭町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の補足説明を求めます。

西川税務住民課長。

○税務住民課長兼水道課長(西川公一郎) それでは、補正予算書74ページをご覧ください。

議案第16号 令和4年度智頭町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)であります。

歳入歳出予算の総額から、それぞれ568万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ1,401万2,000円とするものでございます。

歳出につきましては、81ページをご覧ください。

これは、地方公営企業法の適用支援業務委託料の入札によります減額のほか、決算見込みに基づき、水質検査の手数料を減額しております。

歳入につきましては、1ページ戻っていただきまして、80ページとなります。

先ほどの歳出の決算に合わせて、給水使用料、一般会計繰入金、簡易水道事業債をそれぞれ減額を行っています。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第40、議案第17号 令和4年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）の説明を求めます。

西川税務住民課長。

○税務住民課長兼水道課長（西川公一郎） 補正予算書83ページをご覧ください。

議案第17号 令和4年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

歳入歳出予算の総額から、それぞれ229万円を減額し、歳入歳出予算の総額を295万9,000円とするものでございます。

まず、歳入につきまして、88ページをご覧ください。

決算見込みによりまして、住宅新築資金貸付収入とそれぞれの収入を調整しております。

県補助金につきましては、住宅新築資金償還推進助成事業対象者を見送ったため、助成金の減額を行っております。

次に、89ページの歳出につきましては、歳入の貸付金収入等の決算見込みによりまして、一般会計への繰り出しも含めて調整しております。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

日程第41、議案第18号 令和4年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)の補足説明を求めます。

西川税務住民課長。

○税務住民課長兼水道課長(西川公一郎) それでは、補正予算書90ページをご覧ください。

議案第18号 令和4年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)でございます。

歳入歳出予算の総額から、それぞれ1,380万円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億615万9,000円とするものでございます。

まず、歳出につきまして、99ページをご覧ください。

緊急修繕に係る修繕料、地方公営企業法適用支援業務委託料の入札によります減額のほか、決算見込みに基づき減額を行っております。

次に、歳入は98ページです。

国庫補助金、一般会計繰入金の減額と公共下水道事業債の減額により調整を行っております。

続きまして、93ページをご覧ください。

繰越明許費につきましては、昨今の半導体供給不足による影響のため、智頭町浄化センタースクリーンユニットの改築工事におきまして、部品の納期遅延が生じるため、地方自治法第213条第1項の規定により、3,940万円を翌年度に繰り越すものでございます。

以上でございます。

○議長(谷口雅人) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

日程第42、議案第19号 令和4年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算(第5号)の補足説明を求めます。

西川税務住民課長。

○税務住民課長兼水道課長（西川公一郎） それでは、補正予算書103ページをご覧ください。

議案第19号 令和4年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）でございます。

歳入歳出予算の総額から、それぞれ1,586万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億7,748万9,000円とするものです。

まず、歳出につきまして、111ページをご覧ください。

汚泥の運搬処分に係る手数料、地方公営企業法適用支援業務の委託料の入札によります減額のほか、決算見込みに基づいて減額をしております。

また、当初予算でも説明いたしましたが、1月の豪雪の停電時に経年劣化のために故障しましたマンホールポンプ用の発電機の借上げ料を30万2,000円を計上しております。

歳入につきましては、110ページです。

国・県補助金は、財源充当の組み換えの増減を行い、一般会計の繰入金、農業集落排水事業債の減額を行っております。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第43、議案第20号 令和4年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）の補足説明を求めます。

小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 補正予算書113ページをご覧ください。

議案第20号 令和4年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）です。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ576万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ9億9,143万1,000円とするものです。

歳出につきましては、122ページをご覧ください。

総務費の一般管理費では人件費の調整を、認定等調査費では、実績見込みに伴う主治医意見書作成手数料の増額を、保険給付費では、特定入所者介護サービス費の実績見込みに伴う減額を行っております。

また、123ページの地域支援事業では、介護予防生活支援サービス費、一般介護予防事業費、認知症総合支援事業費の実績見込みによる減額措置をしております。また、重層的支援体制整備事業の実績見込みに伴う一般会計への繰出金を減額措置しております。

歳入につきましては、119ページをご覧ください。

財源につきましては、主に国庫支出金、保険料、一般会計からの繰入金で調整しております。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第44、議案第21号 令和4年度智頭町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）の補足説明を求めます。

小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 補正予算書128ページをご覧ください。

議案第21号 令和4年度智頭町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）です。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,703万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ5,169万5,000円とするものです。

歳出につきましては、134ページをご覧ください。

病院等共通部分の修繕延期に伴う減額を措置しております。

財源につきましては、133ページです。

繰入金で調整しております。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

日程第45、議案第22号 令和4年度智頭町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の補足説明を求めます。

小谷福祉課長。

○福祉課長(小谷いず美) 補正予算書135ページをご覧ください。

議案第22号 令和4年度智頭町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)です。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ5万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ1億503万3,000円とするものです。

歳出につきましては、142ページをご覧ください。

一般管理費の保険証発行数の減と後期高齢者医療広域連合会納付金の減額、保険料還付金の見込み減に伴う減額を措置しております。

財源につきましては、141ページをご覧ください。

保険料、繰入金、諸収入で調整しております。

以上です。

○議長(谷口雅人) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

日程第46、議案第23号 令和4年度智頭町水道事業会計補正予算(第3号)の補足説明を求めます。

西川税務住民課長。

○税務住民課長兼水道課長(西川公一郎) それでは、補正予算書1ページをご覧ください。

議案第23号 令和4年度智頭町水道事業会計補正予算(第3号)でございます。

まず、収益的支出のうち、営業費用を159万6,000円減額し、8,228万5,000円としております。また、資本的収入につきましては、工事負担

金を35万2,000円減額し、330万円に、資本的支出につきましては、建設改良費を889万2,000円減額し、1,161万5,000円とするものでございます。

詳細につきましては、3ページをご覧ください。

収益的支出につきましては、決算見込みに基づき、諸経費の委託料、修繕費、報償費についてそれぞれ減額措置をしております。

続いて、資本的支出の建設改良費について、決算見込みにより量水器購入費、委託料、緊急対応時の工事請負費の減額措置をしております。

また、資本的収入につきましては、入札時の請負差額分の工事負担金を減額しております。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第47、議案第24号 令和4年度智頭町病院事業会計補正予算（第4号）の補足説明を求めます。

福安病院事務部長。

○病院事務部長（福安教男） 病院事業補正予算書の1ページをご覧ください。

議案第24号 令和4年度智頭町病院事業会計補正予算（第4号）です。

収益的収入に750万円を追加して、総額18億2,989万3,000円に、収益的支出に6,063万6,000円を追加して、総額20億3,137万円にするものです。

また、債務負担行為の補正としまして、警備業務、施設管理業務、清掃業務について、令和5年から令和7年度の期間として計上しています。

11ページをご覧ください。

収入の内訳としまして、他会計補助金、県補助金450万円、こちらはコロナ無料検査の補助金となります。繰入金300万円につきましては、新型コロナ交付金の増としての300万円となります。

12ページをご覧ください。

こちらで、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う材料費の増としまして、薬品費、診療材料費、医療用消耗備品、あと、それ以外に物価高騰、燃料費高騰としまして、給食材料費、光熱水費、燃料費の増を計上しております。

特別損失300万円ですが、こちらは奨学金の免除決定による計上となっております。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋） 12ページの特別損失のことで、先ほどちょっと触れましたけども、全然コロナとは関係ないよというふうな説明で、それは理解しました。奨学金の免除決定というのは、これは看護師とかそういうことですか。医師のあれの何でしたっけ、研修のやつがありましたよね。あれとは全然関係ないんですか、どうですか。

○議長（谷口雅人） 福安病院事務部長。

○病院事務部長（福安教男） このたびのこの300万円につきましては、看護師確保に当たります奨学金の貸付けに対する期間等の経過に伴う免除によるものとなります。医師の分につきましては、この中には入っておりません。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで、補足説明及び質疑を終わります。

暫時休憩します。

執行部はそのままで、議員の皆さん、全協室へ大至急お集まりください。

休 憩 午後 3時15分

再 開 午後 3時19分

○議長（谷口雅人） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第37、議案第14号 令和4年度智頭町一般会計補正予算（第10号）の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立 9名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第38、議案第15号 令和4年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正
予算(第3号)の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立 9名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第39、議案第16号 令和4年度智頭町簡易水道事業特別会計補正予算
(第1号)の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立 9名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第40、議案第17号 令和4年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会
計補正予算(第1号)の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立 9名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第41、議案第18号 令和4年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立 9名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第42、議案第19号 令和4年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立 9名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第43議、議案第20号 令和4年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 9名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第44、議案第21号 令和4年度智頭町介護保険サービス事業特別会計補正予算(第1号)の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 9名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第45、議案第22号 令和4年度智頭町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 9名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第46、議案第23号 令和4年度智頭町水道事業会計補正予算(第3号)の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 9名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第47、議案第24号 令和4年度智頭町病院事業会計補正予算(第4号)の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 9名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第48. 陳情について

○議長(谷口雅人) 日程第48、陳情についてを議題とします。

今期定例会において、本日までに受理した陳情はお手元に配付しております陳情文書表のとおりであり、所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

お諮りします。

各委員会の審査等のため、3月10日から3月21日までの12日間を休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

よって、3月10日から3月21日の12日間を休会することにしました。

3月9日午前9時から本会議を開き、一般質問を行います。

休会中は委員会等を開き、付託案件の審査等をお願いします。

来る3月22日は本会議を開き、各委員会の報告を求め、質疑、討論並びに採決を行います。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

散 会 午後 3時27分

地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

令和5年3月8日

智頭町議会議長 谷 口 雅 人

智頭町議会議員 谷 口 翔 馬

智頭町議会議員 波 多 恵 理 子